ＩＳＳＮ0385—7786

福岡市立歴史資料館

研　究　報　告

第　7　集

1983
福　岡

福岡市立歴史資料館

研　究　報　告

第 7 集

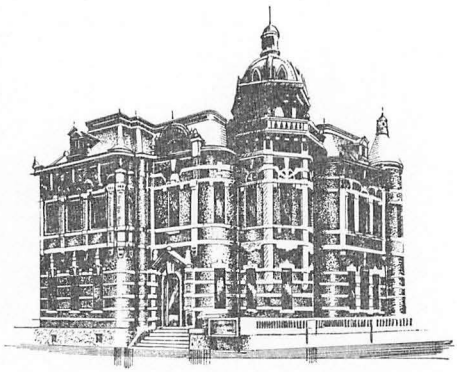

1983

福　岡

序

このたび、福岡市立歴史資料館より研究報告第七集を刊行することになりました。

本書は、資料館の運営に欠かせない基礎的な調査研究活動の一ぱんを公表するもので、その蓄積の成果が、可成りあらわれてきたように感じます。これからも、更に、いっそうの研さんを重ねるとともに、一方では、史資料活用の普及、奨励の見地から、本書に、市民有志からの論考の寄稿を促すような工夫をこらしてみることもまた、大切な課題の一つであると存じます。

今後とも、市民各位ならびに研究者各位の御べん達と御協力をお願い申し上げます。

昭和五十八年三月三十一日

福岡市教育委員会
教育長　西津茂美

緒言

この研究報告第七集には、近世史料、民俗資料、考古資料に関する三編の論文を収めています。

高田茂廣氏は、筑前国浜崎浦出身の一船頭が、江戸時代中期に出あった鎖国後はじめての、不本意なルソン島への漂着事件と、その制裁措置の故に出身地の廻船業が急速に零落するにいたった因果関係などについて論述されており、佐々木哲哉氏は、貞観元（八五九）年の建立と伝えられる筑前国早良郡の古社、飯盛神社の中世より現代にいたる年中祭事の変遷のなかで、その祭祀構造、規模と組織の変容、移行の様相を論じ、併せて、この論文主題の中軸的な二つの神事の実態や近世の記録を通じて、地域住民に支えられてきた村落祭祀の伝統のなごりや古い民俗行事の神事化の成行きが、今もなお生き続けていると、考察をされており、後藤直氏は、福岡藩の国学者・歌人で、現代の考古学の先駆者とも目される青柳種信の資料のうち、研究報告第五集（一九八一刊）所収の同主題㈠のあとに次ぐものとして、十一枚の銅・石器よりなる図や拓本、文献を紹介し、それらの実物の観察ないし出土地の現況に関しても、今回の並行調査で得た成果を詳らかに報告されています。

これらの論文は、あくまで、調査研究の過程を部分的に公表されたもので、これからもなお、関連資料の的確な掌握に努められ、同次元の研究のなかで、新たな主題に基づく展開を希望したいと存ずるものばかりであります。

本論集については、ますます内容の充実を図りたいと念じておりますので、今後とも、皆様方の隔意のない御指導と御支援をお願い申し上げます。

昭和五十八年三月三十一日

福岡市立歴史資料館
館長　石橋博

目次

高田茂廣　浜崎浦善右衛門のルソン島漂着事件について……1
佐々木哲哉　近世飯盛神社の年中行事……17
後藤　直　青柳種信の考古資料(二)……37

福岡市立歴史資料館研究報告　第七集　一九八三年三月

浜崎浦善右衛門のルソン島漂着事件について

高田　茂廣

一　はじめに

博多湾の西部に位置する唐泊・宮浦・今津・浜崎・残島（能古）の五つの浦は、江戸時代には筑前を代表する廻船集団であった。それらのことについては拙著『筑前五ケ浦廻船』に書いたが、そのなかで、最も注目すべき事項として、海外への漂流事件がある。

筑前五ケ浦は、江戸時代を通じて、日本で最も海外漂流事件を多く発生させた浦であった。その時期は宝暦から明和にかけて集中し、『通航一覧』によれば、次の四件を数えることが出来る。

1　宝暦二年十二月八日
江戸霊岸島、橋本藤助船福聚丸廿四反帆十五人乗り、岩城領沖にて難船漂流、翌年一月二十九日、呂宋島へ漂着破船。

2　宝暦十二年十月
筑前唐泊浦、孫右衛門船十八人乗り、呂宋に漂着破船

3　明和元年十月十九日
筑前唐泊浦、十右衛門船二十人乗り、常州鹿島灘にて難船、百余日漂流の後ミンダナオに漂着。

4　明和元年十月十九日
筑前残島、文治郎船十九人乗り、常州鹿島灘にて難船、呂宋に漂着。

以上のうち、十右衛門船と文治郎船は同じ日に同じ場所で遭難し、ルソンへ漂着した文治郎船の乗組の者たちは、先にルソンへ漂着していた孫右衛門船の者たちと再会するというように、互に関連しあっていた。また、十右衛門船の乗組員で、後にただひとりボルネオから帰国した孫七は、鎖国時代の日本人で南半球へ行くことの出

来た唯一の日本人であり、彼が語った『南海紀聞』をはじめとする数多くの漂流譚は、筑前における蘭学事始ともなったのである。

最近、孫七に着目した大阪外語大の野村享氏によれば、孫七の諸記録は東南アジア史の貴重な文献であり、特に、ミンダナオの海賊の実態や、ボルネオ南部の言語、内陸部の土着民の実態を知る上での最古の文献に属するものであるという。野村氏の研究の成果が待たれる次第である。

さて、宝暦二年の江戸橋本藤助船の事件がなぜ筑前の事件なのか、ということについてだが、私がこの事件に着目したのは、『福岡県史』における次の文章であった。

「宝暦六年二月、長崎入津の唐船で、日本人四名が送られてきた。その内二人は筑前濱崎浦の清次郎、久次郎というものであった。漁業中の難破と思われる。」

浜崎浦（福岡市西区今津浜崎）は現在漁村である。しかし、その当時、外海へ出ていくような漁業が行われていたかどうかは、はなはだ疑問である。少なくとも享保二年においては、その持ち船は廻船九艘・商船一艘・漁船六艘であり、その主たる産業は廻船業であった。しかも、清次郎・久次郎の二人が漁師であったとしても、湾内漁業であり、仮に五島や壱岐の鯨漁に出ていたとしても、遭難の結果、南下してルソンへ漂着する等のことは考えられず、廻船による事故としか考えられなかった。

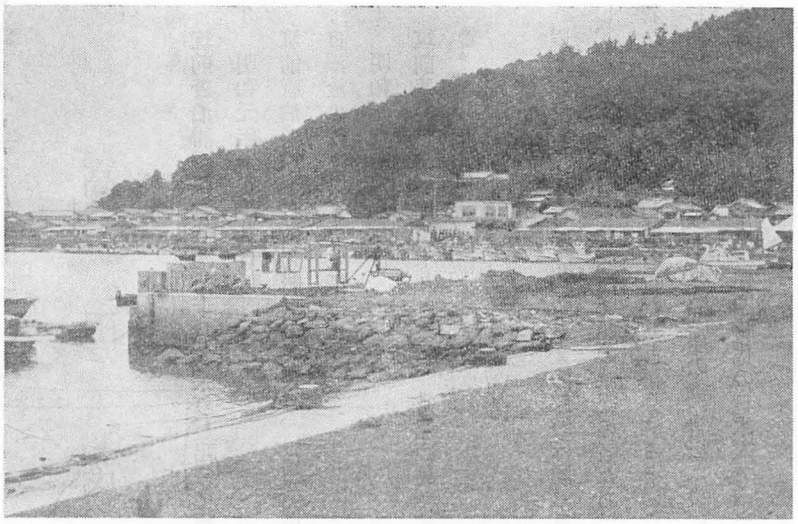

現在の浜崎漁港

実は、この事件は江戸霊巌島橋本藤助船のルソン島漂着に関連したものだったのだが、そのことについて、拙著『筑前五ケ浦廻船』に多少のことは書いた。しかし、その後新しく明らかになった事実や資料もあり、前著における文書の読み違い、資料の省略、或いは現代語訳等のことも含めて、書き改める次第である。したがって、引用した文書等には、数多くの重複がみられるが、資料紹介の意味も含めて全文を載せることとした。ただひとつ残念なことは、中心人物である善右衛門の姓を「青

木」とした唯一の文書を、今回はどうしても見つけることが出来ず、ほぼ同文の「善右衛門」とのみ書かれた大正時代の写しを採用せざるを得なかったことである。

二　青木善右衛門の遭難について

善右衛門は江戸霊岸島橋本藤助の持船福聚丸の沖船頭であった。なぜ、彼が江戸の船の沖船頭（雇いの船頭）にならなければならなかったかが疑問であった。

宝暦のはじめのころは五ケ浦廻船の最盛期であった。千石を越す規模の廻船が五十艘程度はいた筈である。しかも、彼の義弟は五ケ浦廻船の中心的存在であった五ケ浦屋水崎家の当主であり、親類には下浦（福岡市中央区伊崎から糸島郡志摩町辺田浦までの総称）大庄屋の間宗蔵がおり、彼の家も浜崎の庄屋等を勤めている。

その間の事情を説明してくれるのが『黒田新続家譜巻之二十八』の次の文言である。

黒田新続家譜巻之二十八

宝暦六年

今年二月、長崎入津の唐船に日本人四人送り来る。其内二人ハ筑前濱崎浦清次郎・久次郎と云者なり。初寛延元年辰の春、筑前濱崎浦船頭善右衛門乗組十七人筑前を出船し、江戸に廻着し、其後南部領海にて破船し、船中の者ミな助命し、十五人ハ直に筑前に帰り、善右衛門・清次郎ハ江戸に留り、筑前屋善兵衛か所に在て船を買求め、筑前の者四人、南部の者四人、伊豆の者四人、津軽の者壱人雇ひ、都合十五人乗組、宝暦二年申七月出船し、同三年酉正月呂宋国に漂流す。此内三之助と云者は、伊豆国白濱の者なるか、をのれ壱人去年亥の夏入津の唐船に送られて帰り来る。其時三之助か口上に、宝暦二年申十二月、乗組拾五人奥州八のへ（八戸）いより帰りの時、難風に逢、楫をとられ、酉四月、台湾の内、淡水と云所にて破船し、拾五人の内十二人ハ溺死し、三人ハ上陸し、程過候て両人ハ病死し、三之助一人助命して帰り来りしよし申につき、長崎奉行より異国にて溺死せし筑前者の名付を渡され、此通り弥紛れなくハ、宗旨・旦那寺を書付出さるへしとなり、福岡にて詮議の上、相違なかりしかハ、奉行所に書付を出されける。右三之助か口上の趣なれハ、乗合の者外に生残りたるハなしといへとも、異国の地に漂流し、破船せし事なれハ、月番老中西尾隠岐守に届書を出し給ひぬ。此度唐船に送り来る四人の者も、初ハ難風に逢、破船し、善右衛門幷水主等溺死し、纔に四人助命して帰り来るよし申せしかとも、事の始末符合せさるにより、重て詮儀ありしかは、実は呂宋国に漂流し、耶蘇の宗門に進られ、善右衛門はしめ容貌を改め、蛮国の風に移り、今に存命して彼国に留れり。然に此五人の者ともは、邪宗門に加ハらす、再ひ本国に帰るへしと、かたく申切たる故、三之助ハ去年帰り、四人の者は此度送られたる由、白

状に及ひける。二月廿九日、長崎奉行菅沼下野守の許に、村上清左衛門（長崎聞役）を招き書付を渡さる。其趣は筑前濱崎浦水主清次郎・久次郎といふ者、船頭善右衛門船に乗組、去る酉の年正月、呂宋国に漂着候處、今般子四番船に送来候付、当時揚屋に入置候。右両人住所幷に宗旨等の儀、弥書面の通りに候哉申越へく候。右吟味相済、江戸御伺の上、尚又委曲申聞らるへきよしなり。斯て福岡に於て詮儀ありしに、奉行所より渡されし書面に相違なけれハ、其趣を達せらる。三月四日、奉行所より国次を以て言上あり。継高は三月九日、播州姫路にて福岡よりの到来を聞、老中に届給ひ、奉行所にも使者（松本七右衛門小姓）を遣し給ふ。其後奉行所に江戸よりの御下知有けれハ、五月廿五日、奉行所に清左衛門を呼出し、下野守対面ありて、筑前者両人を渡さる。道中ハ足軽頭召つれ、六月朔日、福岡に着す。（道中警固のため、兼て足軽頭船田五右衛門を長崎に遣し置れける。）呂宋国に残り留たる善右衛門等、此後帰り来らんもはかられされハ、其者居住の浦ハ云に及はす、領内の浦々嶋々にあやしき船来る事もあらハ、其處より速に申出へき旨、堅く申付置然るへきやと、役人評儀し、奉行所にも内々其趣意を達し、神崎仁右衛門（郡奉行浦方請持）に左の書附を渡さる。

御国者濱崎浦船頭善右衛門船、去々戌春唐国へ致ニ漂着一、右善右衛門幷水主市次郎・新蔵・安兵衛と申者共、今以存命、唐国え滞居候段相聞候。右之者共、自然船なと仕立候而、乗渡儀も可有之哉、浦々嶋々ニ而若右體之者見当候ハヽ、不隠置早束申出候様、堅可被申付置候事

子四月

呂宋に居残りたる四人の者の妻子・族類とも處置の事を、奉行所より江戸に伺ひ有しに、当冬に至り、老中より切支丹族類の取はからひにすへき旨仰出さるゝよし、奉行所に書付を渡されしかハ、此方に達せらる。右切支丹類族取はからひ方の條目、此方にて急にしれされハ、奉行に尋問しめられしに、書付を以て答へらる。其詞に曰、

其身切支丹宗門ニ而無之、切支丹之類族と申迄ニ而ハ、御仕置ニハ不相成候。

一　右切支丹の類族の者、他領へ為滞留罷越候儀不相成儀ニ候。参候ハて不叶譯有之時ハ、其領主へ相願、何国え五ケ年を限可差越哉之旨、其領主ゟ宗門奉行え相伺差図之上差遣、五ケ年過罷帰候節、又届申聞候儀ニ候。

一　右類族之者有之所々ハ、其領主ゟ人別帳面ニ相添、宗門奉行え差出置、死失等之儀、是又宗門奉行之委細相届候儀ニ候。

且又、明年に至て、其者共の族類存命帳・死失帳を神尾備前守に出され、領中宗門改の燈文にハ、呂宋国漂流者類族改の一ケ條を加へ、差出さるへしと備前守指図せらる。

以上であるが、はじめの遭難の場所が南部領内であるのと同じように、二度目の遭難、即ち、ルソンへの遭難の場所もやはり南部領内である。これは、他の三件が鹿島灘沖で発生したのと非常に近い場所であり、当時における五ケ浦廻船のあり方を示すものでもある。

五ケ浦廻船の主たる仕事は筑前米の江戸大阪への運送、及び幕府・津軽・南部・酒田・秋田・新潟等の米の運送であった。他に、函館・浦川・江差等、北海道の物産の運送にも従事している。東廻り廻船といわれる航路がその仕事の重要な部分を占めていたのである。したがって、海外への漂流以外の遭難も多くこの地域で発生し、特に享保十五年の興津での十艘、宝暦三年の鹿島灘における十一艘、同十一年の同地における五艘等の遭難は大事件であった。

善右衛門等の福聚丸が、どのようにして遭難し、ルソンへ漂着したか、又はこの事件の持つ重要な特長である偽証事件が、どのようにして行なわれたかについて、『通航一覧』に詳細に述べられているので載せる。（この件については、古事類苑にも、ほぼ同文のものがある。異文については、（　）内に載せる）

通航一覧巻百八十一

寶暦三癸酉年、伊豆、陸奥、筑前三國の者乗組の廻船、呂宋國に漂流す、これより唐國に送られ、同五乙亥年、長崎渡來の唐船より、伊豆の民一人連渡る、同六丙子年二月、三國のものすべて四人を連渡る、漂民等はしめたゞ唐國に漂到とのみいひて、呂宋の事を祕せしかとも、其罪を宥め各歸郷せしめらる、明和二乙酉年、筑前及ひ伊豆のもの、また此國に漂流す、それより唐國に渡り、同四丁亥年乍浦船より長崎に連渡る、時に寶暦十二壬午年、漂流せし筑前國唐泊のものもともに歸朝す、

此時唐船主賈作の咨文を出せしにより、自後回咨を授けさる事になる、くはしく唐國之部渡海幷漂流の條にあり、

寶暦五乙亥年五月廿三日、四番乍浦出沈(船)綸溪、呉采若船より、伊豆國賀茂郡白濱の者三之助一人送來、此者去る申六月廿八日、本船江戸靈巖島橋本藤助福聚丸廿四端帆船の水主に雇はれ、十五人乗組出帆、同九月南部八の戸に着船、鹽魚大小豆等積込、江戸に赴く積りにて、同十一月九日令出帆處、同十二月八日、申酉の風強く、沖の方に吹出され、同十三日帆柱を折、楫損せし故、碇を楫に用ひ、帆桁を柱に用ひ、凌き居たりし處、酉正月六日頃、辰巳風烈しく、一向山も不見、大洋中に漂ひ出、同四月廿三日夜、島を見掛け流れ寄し處、即時に破船し、十人溺死し、二人船中に而病死、相殘三人船具に取付、島に游き付し

を、島の者共粟粥等を與へ助け置、此所臺灣の内海山と云所の由、同六月頃、一人病死す、同七月朔日、海山より淡水に被送届、同九月頃、又一人病死す、翌戊二月三日、淡水より小船に乘せ、同三月十五日、厦門に着船す、同五月頃、厦門に而荷主張天順船より、日本人可送届旨被申聞、同六月其船に移らせ、八月廿二日出船し、寧波に乘入、船修覆を加へ、十月乍浦に乘入、當亥二月三日、乍浦より出帆、三月朔日舟山に寄せ、五月十七日出帆し、同廿三日當港に着船せり、右滞留の内、北京都より皇賞銀牌一枚被下賜、平湖縣官所より咨文一封相送れり、委細江府言上有之處、御下知有之、坪内氏（按するに、長崎奉行坪内駿河守なり、）より回咨一通被相渡、且又本船頭沈綸溪に米五十俵、脇船頭呉采若に三十俵、介抱唐人王友三（官）に二十俵被相與、本船八月廿七日出帆す、同九月右漂流人、是迄揚り屋に差置れしを、岩原明屋鋪に移され、（按するに、岩原屋鋪は、江戸より來る上使及ひ御目付等の旅館なり、）出達の用意等致させ、同廿二日坪内氏歸府の前日、宿割の家來に請取らせ、江戸表迄召連令歸國らる、寶暦六丙子年二月四日、四番乍浦出呉逸求船より、筑前の者二人、南部の者一人、豆州の者一人、都合四人送來、此者とも最初申し口、五年以前申六月廿八日、廿五端帆船福聚丸船頭善右衛門を初十五人乘組、江戸出船、同十二月末（頃）、奥州岩城灘にて大風に逢、數十日洋中に漂ひ、翌酉二月頃、二人病死、四月廿三日令破船、船頭を初九人溺死、殘四人海南の島に而漁船に助られ、同六月朔日、海南地方に被相送、戊二月海南より廣東に被相送、總督撫院より帝都に奏聞之上、同五月廣東出船、同七月十八日、乍浦に着（著）、此所に滞留仕、當子二月四日、當港に被送届之旨訴之、然る處去亥五月、送來三之助申し口に有之、十五人の者と全く同様にて、其節十五人之内十四（拾）人令死失段申し出者の名にて、四人共に此度送來、破船の次第惣て申し方甚疑しきに付、嚴しく被遂御穿鑿の處、船中十五人不殘存命にて、呂宋に令漂着（著）と云へとも、御制禁の國の由承及に付、是迄堅く隠し僞申すの段、委細白狀せり、實は申十二月末、大風に逢大洋に漂ひ、酉正月末、島を見掛け、本船も甚危く相見（成）ゆるに付、人數不殘端船に乘移之處、同廿九日本船破船せり、此島に三月頃迄滞留し、夫より船を出し、所々に而島を見掛れとも、人家無之、漸く漁船を見掛け船を寄る處、南方に指さし可參旨手眞似にて教へ申に付、同四月朔日、其所に乘付けしに、唐人筆談にて、此所イロコと申す所の由、同三日其所出船、同八日家居有之港に着（著）船す、仍て役人躰の者來り、船中相改、又々筆談に而、此所マネラと申、又はリイソンとも申すのよし、リイソンとは呂宋の唐韻のよし、同日陸に上り、役人附添、寺の様なる所に連れ行、是より呂宋より米薪等を相渡せり、仍て何とそ日本に送歸し給る様に頼入、此所カベテンと申不宜所のよし、然れとも差當り可逃去手便も無之、折節密に申

し聞る者有之、是より五十里程戌亥の方に臺灣と云所あり、日本渡海可相成旨、然れとも十五人一致難致故、(戌)二月頃四人申合、端船より逃出る處、呂宋人見咎め、役所に連行、足械を入置、其後船頭善右衛門を初六人の者、此國に留り可申、其外九人は勝手次第と申に付、互に諍論し打擲に及の處、寺の坊主幷役人共取靜る、其後九人之内、又々此國に可留(申)旨、相殘三人と成る、此三人は如何様に成行とも、決して歸國致し度相願、夫より戌四月、三之助一人達て相願に付、厦門に致乘船、此末如何様とも不承及由、相殘二人と成る、然るに三之助歸國の儀、殊外羨しく存し、又二人(三人歸国願)の願に加り、是より四人と成る、但存留之内、邪宗門を段々勸るといへとも、此四人本より御制禁嚴厲の儀に付、決して歸依不仕、依之彼國に留り申す十人の者には、呂宋より銀米衣類等相與へ、渡世の所業を有付け、又歸國願の四人には、手ひとく扱ひ、一兩日食物を與さる事も有之、且又寺の坊主申付候(聞)は、其方共日本に歸るに於ては、必定可被殺とて、種々悪口を申掛る、右四人之者、亥五月十三日呂宋より出船、六月廿三日厦門に着(著)船、同廿九日寧波に着(著)、七月十七日乍浦に着(著)、八月廿七日平湖縣に着(著)、同十月の頃、三之助に附添し唐人に逢申聞るには(聞ニハ)、日本人呂宋に漂着(著)之儀、白地に申出るに於ては、御仕置に可相成間(旨)、四人之者海南にて破船、廣東に被相送、夫より乍浦に被差送之趣に、官所よりの咨文を頼み可然旨申之に付、其意に任せ、官所よりの咨文を請取り罷渡れり、其間御制禁の者共の養を請、剰へ心得違仕、是迄僞り事を申上之段(候)、千萬後悔仕の旨及白狀、則委細江府言上有之處、御下知有之、右之者とも御免にて、菅沼氏より(按するに、長崎奉行菅沼下野守なり、下再び辨せす)、回咨一通被相渡、船頭呉逸求に米三十俵、附添唐人二人に二十俵宛、外に本船荷主錢泰來に七十俵被相與、本船九月四日出帆す、同五月廿五日松平筑前守聞役村上清左衛門に二人被相渡、六月廿一日南部信濃守使者井上甚八、上下十人當表に被差越、一人請取之、今一人は九月廿六日菅沼氏歸府の前日、宿割の家來に爲請取之、江戸表まて召連れ令歸國らる、(以上、長崎志、)(寶曆集成絲綸録二十七)

寶曆六年五月

山本八郎(平)御代官所

伊豆之国百姓

三之助

右之者、唐國ゟ致漂着(流)候趣(由)に而、去年中、唐船主連渡候に付、御代官山本源八郎(平)ゟ引渡、猥に御代官所之外ゟ住居不爲仕様可致旨申渡候、然處三之助同船之者共、此度唐船主連度候に付、遂吟味候處、三之助俱々呂宋國ゟ漂流候由及白狀候、三之助儀、去年者外乘組候者無之、唐國ゟ漂流之由申之、呂宋國ゟ漂流之儀押隱候段、不埒候得共、右僞候儀は、唐船主沈綸溪任申旨、

僞候儀相聞外、怪敷儀も不相聞候、依之急度叱り置、向後伊豆国之外ゟ不罷出様、可被申渡候、委細之儀者、坪内駿河守可被相談候、

五月

同年十月

見出し　御勘定奉行ゟ

伊豆國水主　市五郎　同　半次郎

右之者共、去申年船頭善右衛門に被相雇、致乗船、逢難風、呂宋國ゟ漂流し、不相歸候、右之者共之妻子親類共可有之候間、遂吟味、人別書付被差出候事、

『通航一覧』によれば、善右衛門等のルソンへの漂着は、鎖国以来はじめての事件である。このことが帰国者の偽証へとつながる原因ともなった。また、善右衛門等が帰国しなかった理由もそこにある。ルソンで宣教師たちが「日本に帰るに於ては、必定可被殺」と、彼らを説得したのも、当時のフィリピンにおけるスペイン人たちの間では、そう信じられていたからであろうし、日本においてもそのように考えられていたからである。この事件以後、宝暦十二年の孫右衛門船、明和元年の文治郎船の乗組の者たちが、帰国できる状態にある者はすべて帰国したことは、彼らが、善右衛門らの事件の結末を知っていたからであり、むしろ帰国しないことの方が危険だと考えたのであろう。

三　その後の福岡藩の処置について

善右衛門はついに帰国しなかった。しかし、伊豆の三之助や、筑前の清次郎・久次郎らの帰国により、その生存が確認され、『黒田家譜』にあるように「老中より切支丹族類」の取はからいにすへき」とされる。

宮浦の廻船頭取であった津上定右衛門の記録『御役頭廻船日録』によれば

横崎浦（浜）善右衛門、九ケ年以来九十九里ゟ流呂□（空白）へ行、其内壱人亥とし帰ル。又子春四人帰ル。切支丹類候。夫故惣蔵ヲ始、親類五十人、今宿（註福岡市西区今宿）の牢屋ニ取込成、大庄屋役召上ケ、新町（註現在糸島郡志摩町）正兵衛へ聞遣、廻船才判拙者ニ申付、御浦奉行神崎殿ニ寄、永田伊右衛門殿、廻船方ハ永田ゟ才判……（宝暦六年）

と、事は浜崎浦のみならず、今津や筑前下浦全体をゆるがす大事件へと発展するのである。文中にある惣蔵とは、先に述べた下浦大庄屋である今津浦の間宗蔵のことであり、その他の親類には五ケ浦屋水崎小兵衛をはじめとして、浜崎・今津の庄屋・組頭等が含まれる。

この入牢は短い期間のものであった。間宗蔵もすぐに大庄屋に復

帰し、安永七年にその子兵吉に職を継がせるまで続けている。問題は、血縁の者が廻船業に従事することを禁止された点にある。

伊豆の三之助や、後の事件で明和四年にルソンから帰国した残島の十四名、唐泊の二名の者は、帰国した本人のみが海に出ることを禁止され、その禁止は家族や類族には及んでいない。しかし、善右衛門の場合は、牢につながれた五十人の親族、及びその子孫に至るまで永久に禁止された。海に出ること、即ち船に乗ること及び他国出の禁止は、廻船業者にとっては致命的な打撃である。この事件をきっかけとして、今津・浜崎両浦の廻船業は急速に衰微していく。五ケ浦屋水崎家には、廻船再建に関する願書が三点残されているので次に載せる。

濱崎浦小兵衛乍恐奉願上口上之覚

一　私兄分善右衛門、先年難風逢　唐国被吹流候処、乗組之加子両人　南京船ゟ送り参申候。彼者共ゟ承申候ハヽ、乗組内ニも労ミ相果、又ハ一向歩行も不相叶者も御座候由。善右衛門儀者、元来病身者ニ而御座候間、取早存命仕間敷と奉存上候。

一　右船乗組中之一族、委敷書付指上申候。其後他国出御指留被為成候。然者今更恐多申分ケ仕上ルニ而ハ無御座候得共、私実父弥五郎惣領惣八と申者、三拾年以前病死仕、蹟とハ女子斗ニ而、家相続無御座候。勿論私儀ハ養父小兵衛方へ呼取申ニ付、右相続之不及沙汰候。善右衛門儀ハ、伯母聟善次郎と申者ゟ、弥五郎方へ養子仕候而、相続仕らせ申候。尤、元身近キ親類ニ而ハ御座候得共、他家ゟ出入之次第ニ候へハ、兄弟分と申ニ訳も有之事之様奉存上候。

一　右乗組一族中御詮儀之節、私儀大坂へ登居申処、御呼下シ被為仰付、其後他国働可仕様も無御座、ひしと難儀可仕処、御影ニ而横濱御積立蔵所支配被仰付、唯今迄とやかく取続　難有仕合奉存上候。依之、秋口ゟ冬中ハ右支配ニ而口過ハ仕候へ共、春夏之間家内養育難仕御座候。悴儀、当年十七才ニ罷成申候。返ス〳〵も恐多

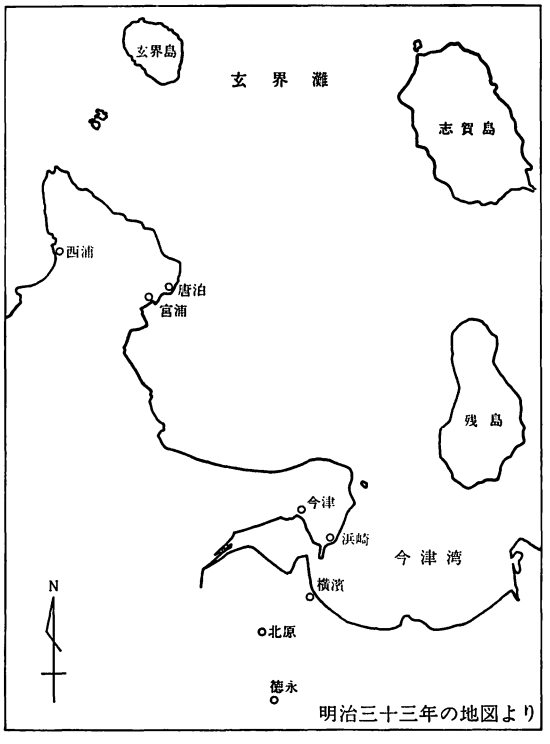

明治三十三年の地図より

御願ニハ奉存上候得共、彼者近国往来御叶被為下候ハヽ、仕組ヲ以ケ成ニも渡世可仕と奉存上候。他国働之外、何さへ商売之手寄も無御座候。唯今之通ニ而ハ、自然と煙りも立得申間敷と甚難儀ニ迫リ申候間、御慈悲之上ヲ以悴儀他国働御免被為仰付可被下候。重畳奉願上候。以上。

濱崎浦

小兵衛㊞

明和元年閏十二月

古田与八様

乍恐奉願上口上之覚

一　私儀、先祖ゟ廻船所持仕、家業相続仕、親小兵衛迄者大船持続、御米御用相勤居申候処、親父代ニ至り、不仕合打続、廻船持絶、私儀者横濱積廻船支配仕、御蔭ヲ以家業相続仕居申候。乍併同所積船とても譏之船数故、家業行届不申、甚難儀仕居申候。

一　前段申上候通り、親小兵衛代迄者数ケ年廻船を以家業仕居申候ニ付、大坂表銀主共も馴染多有之候ニ付、廻船再興之義、段々相進メ候。私弟善五郎、数ケ年唐泊江船乗組渡世仕居申候ニ付、同人を以大坂表銀主方釣合仕候処、「異筆」候処、少々加入銀調達致、罷登候様申遣候。今程御銀子御拂底少々之致調達罷登候ハヽ、廻船加入仕、船取組、御米御用達仕之所、御願申上候義、甚奉恐入候得共、御銀子三貫目御拝借被仰付被為下候ハヽ、早々罷登、加入再興致させ可申段申来居申候右。ニ付、何卒加入船壱艘乗出シ、御米運送□仕カ家業相続仕度奉存上候。御慈悲之上、何卒願之通被仰付候ハヽ、大坂表江弟指登、銀主方取組仕、当秋ゟ御米積船乗出シ候様仕度奉存上候。御慈悲之上願之通被仰付被為下候ハヽ難有奉存上候。以上。

濱崎浦

万　蔵

文化六年二月

濱崎浦五ヶ浦小兵衛乍恐御願申上ル口上之覚

一　私儀先祖共ゟ、代々横濱御米船問屋被仰付御蔭ヲ以家名相続仕、難有仕合ニ奉存上候。然ニ近年、依御都合御登御米御減石ニ相成、其上村々御差紙立用多、現米御取立、以前ゟ相減シ居申候ニ付、乍恐問屋料請取申處茂右ニ準、且又今程諸色高料ニ而多家内暮方出来兼、難渋仕候間、先年穀物店御免札頂戴仕居申候得共、彼是以右之手金何分行届不申、右ニ付、甚以恐多御願ニ御座候得共、廻船御仕組金百弐拾両拝借被仰付被為下候様御願申上候。右候得者御蔭ヲ以渡世丈夫ニ取続、問屋職全御勤申上、難有仕合ニ奉存上候。尤返上納之儀者問屋料ヲ以定之通年々無滞返納可仕上候。且又兼而拝借仕居申候返納、来巳ハ暮皆納分ハ此節一同上納可仕上候。御憐愍之上、何卒宜敷御聞通被仰付被為下候様、偏ニ奉願上候。以上。

明治元年辰十月　濱崎浦

五ケ浦屋小兵衛

早良志摩怡土
御郡御役所

右当浦小兵衛御願申上候通、重畳相調子申候処、相違無御座候。何卒宜敷御聞通被仰付可被為下候。以上。

濱崎浦庄屋
間宗兵衛

同年十一月

右濱崎浦小兵衛拝借御願申上候通吟味仕、相違無御座候。宜敷御聞通被仰付可為下候。以上。

宮浦触口
津上定右衛門

同年同月

梶原源三郎様

以上の文書の内容からすれば、明治元年にには「善右衛門とは兄弟とはいえ義理の仲であり、私は他家に養子に行っているのだから忰の他国働きを許可せよ。」とあるのが、文化六年には「弟が唐泊船に乗っているから、廻船業を再興させよ。」となり、明治元年には、「廻船業をしたいから金を拝借したい。」と変化してくる。時代の変化と共に、水崎家当主の受け取り方も変わってくるのであろうが、これらの願書が受け入れられた記録は皆無である。但し、筑前海域内での航海については、安政二年にはすでに許可されていたらしく、廻船には参加していないものの、

「去ル亥年、小船改立御仕組金拝借御願申請追々乗廻居申候処、不仕合相続、勘定相立不申、一昨丑年、右船無拠銀主方江相渡、大ニ難渋仕居申候(後略)」

というような文書は残っている。

この様な過去について、語ることも禁じられていたらしく、ボルネオから帰国した唐泊の孫七の漂流記が数多く書かれているのに対して、善右衛門の事件をはじめとし、残島と唐泊のルソンからの帰国者の話は、地元では全くといってよい程語り伝えられていない。ただひとつ、水崎家において、語り伝えや記録を元にして大正年間に書かれたものが残されているが、これも、その家の秘事としての記録であったようである。

大正の御代ゟ二百年以前、他国航海中、暴風逢い、吹流れて唐国呂宋ニ漂着し、乗組拾八人之内、病死或ハ行衛不明となり、帰る只一人、北原村(注 福岡市西区徳永北原)ゟ乗組者、南京船ゟ送られ、帰国の上長崎ニて取調之節、船頭善右衛門儀、漢文を可成に言語相通おり候故、或商家ニ聟入致候趣言上せし為、大ニ難題を引起、切支丹宗門御製(ママ)禁之際、外国と縁組の者ハ切支丹宗門と被認、右船頭善右衛門血筋之者ハ老幼之別無、宗旨帳ゟ抜除し、別帳ニ切支丹本人浜崎浦善右衛門類

族帳と認めらる帳簿ニ列記し、年ニ一度誓紙血判致、死亡之節ハ宗旨奉行之検使を受、埋葬致、且又、類族之者ハ筑前国外他国出被差留候ニ付、廻船営業不相成、此砌ニ歎願書を上し写しハ本家ニある。依て祖先累代之事業一段落ニ及候事。

一　此時ニ当り、怡土志摩両郡貢米、従来福岡御蔵所に納来候所、五ケ浦廻船持中ゟ横濱ニ仮蔵を建、同所ゟ船積致、直ニ江戸大坂江御登せ相成候。小兵衛儀者願ニ依て右蔵所及御米船積ハ之支配被仰付候。

宝暦十年辰八月（大正年間の写。）

この記事に書かれている宗旨帳については、水崎家に次の宗旨帳が残されている。

宗旨帳一巻並山判控

安永四年三月写　濱崎浦庄屋小兵衛

志摩郡濱崎浦人別帳　宗旨御役所（宛）

万延二年三月　濱崎浦庄屋青木五平次

組頭小兵衛

志摩郡濱崎浦宗旨御改帳二冊之内禅宗

元治二年三月

志摩郡濱崎浦宗旨御改帳二冊之内浄土宗

元治二年三月　濱崎浦庄屋間宗兵衛

組頭小兵衛

同前

慶応四年三月　志摩郡濱崎浦正覚寺

志摩郡今津浦宗旨御改帳禅宗真宗

明治三年三月　今津浦庄屋丈平（小兵衛改）

組頭和吉

この宗旨帳の内容からすると、その筆者のほとんどが善右衛門の縁につながる水崎家・間家・青木家の人々であり、いわゆる別帳とは考えられない。なお、「死亡の節ハ宗旨奉行之検使を受、」については、今津・浜崎についてのものは発見することが出来なかったが、残島と唐泊の分については、伊東尾四郎氏の『残島村史』（草稿）に詳しい記述がある。

さて、水崎家に新しく与えられた仕事は、前掲の文書等に度々登場したように、横浜積立所の支配であった。水崎家文書では、宝暦年間に五ケ浦廻船を中心に、新しく横浜積立所が設立されたように書かれているが、次に載せる文書等からすると、今までにあった仕事を、間家や水崎家のために、福岡藩或いは五ケ浦廻船中が与えたと考えられる。

此夷魔山の麓横濱は、初は民家なし。慶長年中に始て民家を立たり。此所にて怡土・志摩両郡より出す米薪材木なと、舟につみて福岡へ送る。夷魔山の北の出崎より今津にわたる所には、舟なし。今津の渡舟を高聲によひ寄せて、舟にのり、今津に渡る。

（『筑前国続風土記』より）

横濱

此浦の民ハ漁をことゝせす。小船を以て税米を積て福岡に運遭するをもて産業とせり。享保九年志摩郡前原驛の商家可也野屋某、此地に倉を建て税米を蔵め、此所より大坂に積登せの事を計ひぬ。是によつて浦民産業を失へるを歎て愁訴しけれハ、浦民の願を許し給ハりぬ。倉を建たる費用ハ浦中より辨へけるとそ。元文の頃、今津の浦長蔵敷米を収採れる故、浦民又生産を失へりといふ。（『筑前国続風土記附録』より）

横濱浦

慶長十年ゟ積立浦と御号　志摩怡土御年貢御城下ニ積廻シ、其運賃を以渡世仕居申候処、依御仕組ニ享保九年ゟ御積立蔵御取立ニ相成、大坂登米ニ相成候ニ付、渡世方薄く相成、難渋仕候ニ付、（注　怡土郡徳永村）当村今山古畠之内ニ而畠数壱町九反八畝廿六分半御引渡ニ相成居申候。尤御年貢諸上納共ニ一切当村ニ取立上納仕居申候。近年者同浦能々繁昌仕、追々当村田畠買取、唯今ニ而ハ九五町余掛作仕申候。

（浜地文書）

この積立所支配という仕事は、十二月から三月までに集中し、しかも、筑前産米のうち約三十万俵の米を、若松港から二十五万俵、横浜港から五万俵移出した。したがって、水崎家の収入は、以前の廻船業のときと比べると非常に小さなものであり、水崎家が廻船に執着するのも当然であった。

福岡藩が善右衛門の親族に対してとった態度は、きわめて寛大なものであった。幕府に対するものとしての他国出の禁止はあったものの、その他の、例えば大庄屋、庄屋等の地位はそのままであり、水崎家に対しては新しい職まで与えている。

なぜ、そのように寛大であったのか、考えられるのは次の二点である。

ひとつには、五ケ浦廻船に対する影響が大であると考えたこと。大庄屋であった間宗蔵は、その親の金兵衛の時代から大庄屋であり、廻船頭取でもあった。享保の飢饉のときにはその財力をもって今津を救った家でもある。浜崎の水崎家にしても元禄以前から続いた廻船業者であり、五ケ浦屋という屋号が示すように五ケ浦廻船と浜崎浦を代表する家でもある。これらが潰れるということは、五ケ浦廻船の崩壊を意味する。当時、福岡藩米の輸送の大部分を請負っ

ていた五ケ浦廻船の崩壊は、福岡藩の経済の破綻をも意味しよう。さらに、他の廻船業者や船乗りたちの士気というか行動力に対する配慮もあったのであろう。廻船業者にとって遭難はつきものである。五ケ浦廻船だけでも江戸時代を通じて二百艘を越える遭難事件があり、その約半数が江戸以北の太平洋岸で発生している。それらを覚悟の上で働いている者に、たまたまその漂流地がルソンであったという理由で家まで潰されるというのであれば、北国働きはしないという動きが出てきても当然である。

今ひとつ、五ケ浦廻船の重要な仕事のひとつに、幕府の米、即ち御城米の輸送があったことも、福岡藩の寛大さの理由として考えられる。水崎家の場合、元禄十一年に志州鳥羽の石鏡で、当主であった吉十郎の乗った八百五十石余の船が怡土郡の公米を積んで遭難しているが、このように日頃幕府の仕事をしている者の不慮の事故として、福岡藩の寛大さがあったと考えられないだろうか。

しかし、今津と浜崎の中心的な家が、廻船の実務から離れたということは、両浦の廻船の急速な衰退へとつながる。以後、五ケ浦廻船は実質的には三ケ浦廻船へとなっていくのだが、両浦が完全に廻船の世界から姿を消したわけではない。例えば、明和九年の江戸の大火のとき、福岡藩江戸屋敷の用材を積んで江戸へ登った二十二艘の筑前船のうち、次の二艘は今津船である。

明和九年七月　千石積　今津浦　船頭忠七

〃　十年正月　五百五十八石　今津浦　船頭仁兵衛

（『浦記録』福岡県文化会館蔵より）

また、『御役頭廻船日録』にも次の文言がある。

宝暦十一年

当国御廻大坂御登リ御米増石有、居舟頭中度々立合、□□屋船、濱崎徳右衛門船、市三郎船、幸介・悦蔵ヲ以積登。

さらに、北海道江差の関川家の客船帳には、宝暦六年より書抜として、数多くの筑前船の記入があるが、そのうち今津の分は次の通りである。

同国今津

一　泉平三郎様（注　白水の書き誤りである。）

一　同　九蔵様

一　同　宗太郎様

一　同　平九郎様

一　泉　吉蔵様

一　同　幸吉様

一　羽間吉平様

午七月二日入津仕候借船にて

以上であるが、このような廻船活動も、幕末期になると皆無となってしまう。次の表は筑前下浦の享保二年と、文政年中と思われる文書の船数の対象表であるが、今津・浜崎両浦の衰退はもとより、

五ケ浦廻船そのものの衰退を示すものでもある。

享保二年　　文政年間

（浦名）

伊崎（早良郡に付、記入なし。）

姪濱（同前）　　商船五艘　漁舟四十九艘　村肥舟弐艘

残嶋（同前）　　廻舟四艘　茅舟五艘

横濱（怡土郡に付、記入なし。）　　商船三艘　傳道舟七艘　村肥舟五艘

濱崎　九艘　廿二反　一艘　十五反　六艘漁舟　　商舟壱艘　漁舟十六艘　小傳間船　散波船四艘

今津　四艘　廻船　小ふね一艘　　漁舟四艘

宮浦　十一艘　廻船廿反、廿五反之間　五艘　五反ゟ七反の間　　廻舟四艘　傳道漁舟九艘　散波舟壱艘

玄界　　漁舟十五艘

唐泊　七艘　廻船廿一反ゟ廿三反の間　七艘　三反帆　　廻舟三艘　漁舟廿三艘

西浦　漁舟三十五艘　　漁舟四十八艘

小呂島　舟数十一艘　漁舟　　漁舟十二艘

野北　漁舟四十一艘　五反帆十五艘　　漁舟廿一艘

岐志　漁舟四十艘　四反五反帆五艘　　商舟四艘　漁舟十八艘　散波舟十二　村肥舟十七

姫嶋　　漁舟十弐艘

新町　　商舟六艘　漁舟九艘　散波舟七艘

久家　漁舟十六艘　　商舟七艘　漁舟九艘　村肥舟四艘

船越　　商舟五艘　漁舟廿艘

辺田　漁舟五艘　　漁舟六艘

合船数　弐百廿八艘　　合船数　三百七十艘

※空白は記入なし。

此内　廻舟十壱艘　石数壱万弐石　商舟三十壱艘　石数千五百廿五石　漁舟弐百七拾六艘

此内　十六艘　傳道　五艘　茅舟　弐百五十五艘漁舟　村肥舟　弐拾八艘

（志摩郡村々田畠畝高萬記録帳）（浜地文書より）

（鎌田文書より）

四結び

無名の、しかも政治などとは何の関わりもない市井の一個人の、何さへ悪意を持たない行動が、その属する地域と集団の運命を左右し、衰微させる。しかも、その本人である善右衛門は異国の地にあって、そのことを知らない。鎖国日本に生きた者の悲劇である。

かつて、このことを新聞紙上に発表したことがあったが、そのとき、子孫の方のひとりから抗議を受けたことがある。何を恥じるこ

とがあろう。社会制度が悪いのであって、彼の行動は、鎖国後はじめてルソンの地を踏んだ者として、また、後の漂流者を帰国させる原動力となったこと等、むしろ誇るべきことだと説得した。

今津・浜崎両浦の衰微にしても、衰微せざるを得ないような社会に対する反撥とか反省が、明治維新への小さな原動力のひとつとなったと考える。

参考文献

通航一覧　国書刊行会昭和15
古事類苑　吉川弘文館
黒田家譜　川添昭二・福岡古文書を読む会　文献出版昭和57
筑前国続風土記　貝原篤信　名著出版昭和48
筑前国続風土記附録　加藤一純　川添昭二　福岡古文書を読む会　文献出版昭和53
残島村史（草稿）伊東尾四郎　鷹取周成
福岡県史　福岡県　昭和37
筑前五ケ浦廻船　高田茂廣　西日本新聞社　昭和51
水崎文書　福岡市西区今津
津上文書　〃　宮浦
浜地文書　糸島郡前原町
関川文書　北海道江差
鎌田文書　糸島郡志摩町
浦記録　福岡県文化会館蔵

福岡市立歴史資料館研究報告　第七集　一九八三年三月

近世飯盛神社の年中行事

佐々木　哲　哉

はじめに

年中行事ということばは、元来は貴族社会のもので、年間にまたがる儀式を伝統に随って正しく行うために、その詳細を記述したものをさしていた。そして、それは後代に至るまで、いわゆる有職の学の主要部分をなして来た。その伝統をうけて、民間でも、記録として残されている年中行事は、たいていが旧家や社寺の、これだけは必ず守り続けて行かねばならないということがらを、備忘的に書きとどめたものであった。

その点では、一般家庭での、さして記録も必要としない、暦の進行に沿って慣習的に営まれているセチとか折り目とかの行事とは区別され、後者を民俗的な年中行事、または特に「歳時習俗」の名で呼ぶこともある。

しかし、これらは本来異質のものではなく、宮廷の行事にしても神社の行事にしても、だいたいは民俗的な年中行事が土台で、それが公家や神社の儀礼として吸い上げられ洗練化されたものと見ることができる。(1)

ここに取り上げようとする近世飯盛神社の「年中行事帳」も、記録の性格からは祭事記録と呼ぶべきものかも知れないが、その意図するところが、儀礼を後世に正しく伝えたいということにあるだけに、単なる神事の羅列にとどまらず、個々の行事・儀礼の内容が克明に記録されており、その中から、古い民俗行事の神事化された経緯もうかがわれ、地域の人びとによって支えられて来た村落祭祀の伝統をよくとどめているのがみられる。いま一つ注目したいのは、飯盛神社がもと三所権現を称する神仏両部の社で、中世期末にそれが崩れ、江戸期には唯一神道に所属するようになったとはいえ、江

戸期を通じて大宮司と社僧の両家によって神事が維持されて来たことである。さいわいに、ここには大宮司家の記録とさしてへだたりのない時期の社僧の記録が残されているので、中世から近世にかけての神職組織の移行を示す一つのケースとして、併せて紹介しておきたい。

註

(1) 記録された年中行事と民俗的な年中行事、および年中行事の概念については、柳田國男『年中行事覚書』(全集第十三巻)に最もよくその総論が述べられている。

早良郡惣社飯盛神社

飯盛神社は福岡市西区飯盛(旧筑前国早良郡飯盛村)、早良平野の中央部を南北に貫流する室見川中流域の西側で、なだらかな円錐形状の山容を見せる飯盛山の山麓にある。旧社格は郷社。社伝によれば、文徳天皇の勅願により、貞観元年(八五九)社殿を建立、和気清友を勅使として下向させたとあり、応永年間(一三九四〜一四二八)に百町の神田があったとされている。

青柳種信の『筑前國續風土記拾遺』には、「當郡の惣社にして、七村(飯盛、吉武、金武、羽根戸、四ケ村、田村、野方なり)の産神也、所祭神三座、伊弉冊尊、左は寶満神、右は八幡大神なり、いにしへハ上宮・中宮・下宮有、因て後世に三所權現といふ」とあり、神社書上記等にも「早良郡宗廟」とみえる。飯盛神社の社領は、文永八年(一二七一)の社領坪付に惣田数七十三町二段二杖とあり、社伝の百町には誇張があるとしても、地方の神社としてはかなりの規模であったことが知れる。しかも、その社領の範囲と、応永四年(一三九七)の「飯盛宮行事役屋敷注文案」に示された祭事に携わる各村行事役の分布を併せると、その勢力範囲が、ほぼ早良平野の中央部全域に及んでいたことがうかがわれる。(1) 文字通り「早良郡惣社」であった可能性が高いということになる。

このことは、飯盛山の名、およびその山容から推してもうかがわれることで、古い時代から、この山が早良平野一円に住む人びとの信仰対象として仰ぎ見られていたのではないかとの想像も成り立つ。柳田国男は、しばしば、飯盛山の名を持つ山が全国には百以上もあり、そのいずれもが形の整った孤峰であることを指摘して、普通その意味付けとして語られている、単に山容が飯を盛り上げた形に似ているからそう名付けたというだけでは片付けられない、もっと深い信仰的要素がその中に含まれているのではないかとの、示唆に富む見解を示している。(2) 周囲の地域から望み見られる、小高く、こんもりした場所には神霊が天降り鎮まりますというのが古代人の信仰感覚で、そうした場所を飯盛山とか飯盛塚(飯塚)、茶臼山・茶臼嶽などと呼んだのではないかということである。それは、見るから

に崇高な山容がもたらす印象と、飯を盛る器や臼・ひさご・桝など、穀類に関係のあるもので、内部が中空になった器には神霊が籠るという、古くからの信仰感覚との結合から生じた発想ともうけとれる。

早良郡飯盛山もまさしく形の整った孤峰で、飯を盛った形に似ているからそう名付けたと説明される。全国共通の意味づけで、それはとりもなおさず、この地域一帯に住む人びとが、古い時代、この山に神霊の降下を想定していたことを暗示している。それを裏付けるかのように、山頂からは永久二年（一一一四）銘の瓦経が出土しており、しかも、結縁衆の名が刻まれている中には、早良郡司壬生信道の名も見える。(3)

神体山という原初的な信仰感覚、上・中・下宮という三社構成をとった神社規模、古代末期における郡司の崇敬、中世における信仰圏の広がり、そのいずれをとってみても、その中に早良郡惣社飯盛神社のゆるぎない存在がうかがわれる。

註

(1)『飯盛神社関係史料集』（福岡市教育委員会編　昭56）所収　青柳文書4号および牛尾文書1号。本書の解説に飯盛社の社領や信仰圏・行事役についての考察がみられる。

(2) 柳田國男「民俗学上における塚の位置」（全集第十二巻所収）ほか。飯盛山の名が各地に分布していることについては、貝原益軒も、『筑前國續風土記』に、「御笠郡に飯盛山あり。宗像郡にも飯盛が峯あり。此國のみならず、飯盛と號する山、諸國に多し。」と記している。

(3)『飯盛神社関係史料集』（前掲）所収　関連史料1

飯盛神社の規模と機構

飯盛神社が古くは上・中・下宮の三社構成をとり、三所権現を称えていたということは、それ自体かなりの神社規模をそなえていたことを意味していよう。貝原益軒の『筑前國續風土記』にも、「むかしは大社にて神領も多く、祠官もあまた侍りしとかや。今に神職の家に古き文書多く残りて、むかしの盛なりし事をおしはかり侍る。」とある。ここに見える神職家の古文書は、飯盛宮の大宮司を勤めて来た牛尾・青柳両家のもので、このうち中世に関するものは、福岡市教育委員会が調査して、『飯盛神社関係史料集』に収録されている。支配関係の文書が中心で、これによって飯盛宮の社領の広がりや、祭祀に携わる各村行事役の存在がうかがわれることは前述のとおりであるが、そのほか、付属建造物や祭祀・法会等についてもその一端を知ることができる。いま、文永八年（一二七一）四月廿七日の「飯盛宮社領坪付」（青柳文書）に見える修理田・料田の記載からそれらを拾ってみると、建造物では

王子宮・白非違社・権非違社・西宮・頓宮・妙見社の諸社、および神宮寺・医王寺・長楽寺の諸寺。

年中諸祭では

正月三日・七日・十五日の御供、五節供、九月八日・九日の祭り、九月九日の河祓え、流鏑馬、十一月の霜月祭り。

仏事では

本地講・法華懺法・最勝講会・仁王経会・法華会・修正会

等が数えられる。また、これとは別の、同じ文永八年四月廿七日の日付を持つ「正月元三之次第事書写」（青柳文書）には、年中二十六度を称していた飯盛宮伝来の神事が記され、その全容を知り得る。

これらは一応鎌倉期の飯盛宮の状況を示すものであろうが、それからかなり時代の下がった永禄四年（一五六一）正月十八日の「飯盛宮社領坪付」（青柳文書）の記載をみると、建造物では、宮殿・廻廊・楼門・浮殿・正覚寺・崇徳寺・神宮寺、神事では千度詣り、仏事では彼岸会・大般若会・施餓鬼等があげられている。もちろん「社領坪付」という文書の性格から、また部分的な欠落も考えられるところから、必ずしもこれが宗教施設や行事の全容を示したものとは思われないが、数少い中世史料の中で、その一端を知る手がかりにはなる。これらが示すところ、中世の飯盛宮は、鎌倉期に本社のほか数ヵ所の末社、数ヵ寺の神宮寺を擁し、神事と仏事が併行して営まれる、三所権現の名にふさわしい完全な神仏混淆の形態をとっており、神事・仏事の内容からみても多数の祠官・社僧の存在した形跡がうかがわれるが、それが室町期になると、かなり衰頽の方向をたどって来たようにも見うけられる。しかし、それも一応の傾向としてというだけで、具体的な推移を示す的確な史料を欠いている。結局のところ、中世飯盛宮の機構および宗教的機能の変遷については、近世も末期に入ってからの『筑前國續風土記拾遺』（以下『拾遺』と略記）の、伝承をもとにした記載に頼らざるを得ないということになる。『拾遺』は「むかし上・中・下宮を併せて三所権現と称した」と記したそのあとを続けて、

上宮ハ伊弉諾尊（ママ）を祀りしか元弘建武の乱に太宰少貳の簾下の郡士等此山上に城を構て度々戰ひたりしかは此時御社も廢せり。神躰ハ石玉なり。今は下宮に相殿に祀れり。（此神玉も中世の乱に他所に散失して有しを元文五年二月再び当社に遷し奉るよし宮に識文有）昔此神玉を納めし石函の蓋有識文あり。（其文に飯盛上下宮神玉本地正躰神主青柳正勝宮司法仙寺とあり）中宮は本社の西三藏山（又西ノ山ともいふ）に小祠有。妙見を祀る。

と南北朝の動乱によって上宮が廃せられ、中宮に妙見を祀るようになったいきさつを述べ、ついで文和二年（一三五三）の飯盛山合戦にふれたあとを次のように綴っている。

かくて當社の修造いにしへ神領有し時ハ本社・末社等各修造の料田有てこれを弁備せしか、太宰少貳退轉の後ハ當國ハ中國の大内家より沙汰をせらるゝ事となれり。此時當郡荒平城に中國より大勢の兵を指下せり。其軍兵の料に宛られて諸社の神領も半濟にせられしかハ當社も大内持世より社の造營はせられけり。（中略）其後いよ〳〵乱れて守護地頭の造營も成かたかりしかは、郡中の

産徒等力を戮せて修造せしか今にしかり。かかりしかハ白非違社・權非違社等ハ今ハ其址たにさたかならす。当時有し所ハ、東王子社（天照大神）・西王子社（月讀尊）・若宮・今宮・祇園・大山祇・稲荷・楠殿・春日・松尾等小祠殘れり。昔の樓門址（拝殿の前に礎石あり）神輿休石（昔九月十九日の祭に神幸有、此時のなこりに馬場の百姓の屋敷にあり）また石鳥居一基、木鳥居一基、御供所有。中宮址（上に出たり）妙見社等なり。神宝に神鏡一面、唐石獅子一對、同花瓶一對、また靈原公の御筆の繪馬一扁有。昔は年中に廿六度の祭禮有。先ハ正月元日に御供を奉り社家中饗膳の式あり。七日に御供を献し十日に武射あり。十四日に穂垂御供、同夕銅の口あけ祭（御戸口開祭を訛るなり）神酒を捧く。直會有。十五日の朝粥を三膳献す。神酒を奉りて鈴開の祭あり。毎月朔日の祭有。二月初午祭、三月三日神酒・草餅を供ふ。直會有。五月五日神酒・茅巻・餅を献し直會有。六月名越（ママ）祭あり。七月七日祭直會有。九月九日神幸有。（此日今ハ流鏑馬・神樂等を奏す。近年相撲を興行す）十月十五日祭有。霜月卯祭有。十二月廿日等なり。今ハ正月十四日銅口（トウノクチ）祭、同十五日鈴口開有、粥を供す。二月朔日の祭に去月十五日に供置たる粥の乾潤によりて当年の五穀の吉凶を占ふ（中略）（村内粥本といふ田字有、此田の米をもちて粥を炊く事今にしかり。此田を作る者昔より家筋あり）九月九日の祭とのみなり。其餘ハ乱世に神領なくなりしより再興することなし。古昔は神職の家ハ悉く農夫と変して今ハ社僧神宮寺社人牛尾氏ばかり也。（中略）古御社盛なりし時ハ神職もあまた有しこと古文書に見へたり。

さらに、そのあと神宮寺については、

本社の南二町余、山間に在。閑寂の地なり。飯盛山眞教院と号す。天台宗比叡山正覺院の末なり。昔は眞言律にして門下の寺七ケ寺あり。（法仙寺・東光寺ハ当村にあり。法花寺・長楽寺ハ吉武村に在。崇福寺は田村に在。大圓寺ハ□□潭林寺ハ羽根戸にあり。）伏見院永仁六年因幡次郎左衛門尉康成といふ人常寺を開基せり。其由来を本尊文珠菩薩の心木に記文ありて詳なり。（中略）昔の本尊ハ釈迦・文珠・觀音なりしとかや、今は文珠堂の像のみあり。此身軀巨像にして古作也。（中略）かくて足利家の衰乱に廢地となりて近世は文珠堂のみわずかに本社の側に（古の神宮寺ハ本社の西南側近ニ其址有寛文のころ今の所に移せり）寛文の頃源光院の弟子澄海といふ僧を座徒に招きて文珠堂の庵主とせり。これより天台宗の寺となれり。元禄年中に比叡山正覺院の末寺となる。これ當代神宮寺の再興也。當村及吉武村の内にて建山三千六百坪の御寄附有。

とある。委曲が尽されていて端的に推移が理解され、社家に残る由緒記等にもこれより出るものが見当らないところから、あえて全文に近い引用をした。

これによって、室町期における飯盛宮衰頽の原因が乱世にあり、しかも室町末期、大内氏の支配下で社領を喪失したことが、あらゆる面での規模の縮小につながったことも読み取れる。具体的にいえば、㈠神領の喪失とともに神社を維持経営する経済的基盤が失われ信仰圏も周辺七ヵ村に縮小されたこと、㈡三社構成が崩れて上宮が廃止、中宮は妙見祠となり、下宮だけが相殿三神を祀る形で残った

こと、㈢神宮寺と七ヵ寺の末寺が文珠堂を残すだけとなり、法会講説も消滅、両部の社が事実上崩壊したこと、㈣末社のうち二つが消滅し、残ったものも僅かに小祠をとどめるだけになったこと、㈤多くの神職・社僧が離散したり帰農したりして、僅かに神宮寺社僧と大宮司（牛尾氏）の二人だけとなったこと、㈥年中二十六度を数えていた神事が四つの祭りをのこすだけとなったこと、等々である。

そうした中で、『拾遺』には中世史料に断片的でしか現われてこなかった末社・神宮寺・付属施設等がかなり整理された形で記されている。たとえば末社に関しては、社領坪付には王子宮・白非違社・権非違社・西宮（西王子宮か？）・妙見社（のち中宮に祀られたものか？）しか出ていないのに、『拾遺』では若宮以下の八社を補っている。ただし、飯盛宮の末社に関する記載は、天明五年（一七八五）の「飯盛宮旧來社縁略記」に

本社左右ニ在之候

一両王子社（日月神祭ル六尺ニ八尺程ノ小社小板ぶき）

同斷

一末社七ギイヤ（三尺四方程之小社尤内一社ハ石ノ祠本社左後ニ有リ）

右七末社神号大宮司牛尾家先祖代々一子相傳ニテ秘之（圏点筆者）

とあり、別の個所に、

大宮司抱地之内

一馬場宮ノ向ニ松尾小社一（従御上御免ニ而明和年中ニ建立之処去々年ノ大風ニテ転び居申候事）

と見える。『拾遺』では松尾社を含めての八社が旧来の末社ということになっているが、実際は七社で、しかもその社名が深秘の所伝となっていたことがわかる。神宮寺についても、文永の社領坪付に神宮寺・医王寺・長楽寺、永禄の社領坪付に正覚寺・崇徳寺・神宮寺と出ているのに対し、『拾遺』では神宮寺とその末寺に法仙寺・東光寺・法花（華）寺・長楽寺・崇福寺・大円寺・清林寺の七ヵ寺をあげている。両者に一致しない面もみられるが、神宮寺の規模としてはかなりのものであったことがうかがわれる。

そこで、残された問題の一つに、中世に行事役の名で飯盛宮の祭祀に参与していた氏子組織が、神領の消滅、信仰圏の縮少によってどのように改編されたかということがあるが、ここではそれが明らかにされていない。そのことについては、このあと飯盛宮の祭祀をとり上げる中で、おおよその推移が理解できるのでそれにゆずりたい。

飯盛神社の祭祀構造

飯盛神社関係の史料で、もっとも年代的にそのあとを辿り得るのは神事関係の年中行事である。中世の記録としては、前述のように社領坪付から神事・仏事が拾い出せるほか、文永八年（一二七一）の

「正月元三之次第事書写」（青柳文書）には年間を通じての神事とそれに供えるべき品々の明細が記されており、永正四年（一五〇七）の「飯盛宮神事定文案」（牛尾文書）にも祭日と神事名があげられている。近世のものでは、明和三年（一七六六）の大宮司牛尾家「年中行事帳」、および天明四年（一七八四）の別当神宮寺「飯盛宮年中行事帳」（いずれも牛尾文書）があってもっとも詳細にその内容を知り得る。また、天明六年（一七八六）の「飯盛宮旧來社記」、および同時代のものと思われる飯盛宮大宮司牛尾相模守が櫻井大宮司宛に指出した「覺」（ともに牛尾文書）には、旧来の神事が廃止された時期、新らしく始まった神事等の記載があって、その変遷のあとづけを可能にしている。別表Ｉは、それらをもとに、現行の行事をも加えて作成した時代別の飯盛宮年中諸祭一覧である。

そこで中世の祭祀から見てゆくと、『拾遺』に「年中二十六度の神事」とあるのは、文永八年の「正月元三之次第事書写」を原拠としていることがわかる。ここに見られる神事の年間にまたがる布置は、毎月朔日の月例祭と、五節供の御供が節目（むめ）の行事として基軸をなし、二月初午と十一月初卯日の霜月卯祭とが対応して豊作祈願と収穫感謝の祭り、その中間に六月晦日の夏越（なごし）の祓えを置くという、まずは普遍的な神事の形態で、それに正月十日の武射（歩）祭、小正月の御粥神事、および九月九日のおくんち行事が飯盛宮の特色をみせ、両部の社として法華会・大般若経会等の仏事がこれに加わるという形を示している。文永の社領坪付には、このほか修正会・本地講・法華懺法・最勝講・仁王講などの仏事が見られるが、いずれも神宮寺で行われていた法会・講説であろう。通覧して、まごうかたなき〝飯盛三所権現〟の祭祀構造がそこに見られる。

これらの神事・仏事が社領内の料田によってその費用を弁済していたところに、後年それが衰退する直接の原因があったといえようが、神職・社僧の離散、氏子組織の崩壊も同じく因をなしていよう。神宮寺の法会・講説はもちろん、永正年間までかろうじて命脈を保っていたとみられる〝年間二十六度〟の神事も、永禄年間（一五五八～一五七〇）以降、軒並廃止されているのがみられる。すなわち、牛尾大宮司の「覺」によれば、正月十日の武射祭と二月初午の行事が永禄三年より、六月廿九日の夏越の祓えが永禄十一年より、十一月初卯の祭りが永禄年中に、七月七日の七夕祭が元亀二年（一五七一）より止む、とあるばかりでなく、九月九日に行われていた神幸祭までが、「御神幸往古ゟ在來候処元亀三年社領没収の節ゟ相止候由申傳候」とその終焉を記されている。このうち、二月初午の祭りと十一月初卯日の霜月卯祭りは、〝としごい〟と〝にいなめ〟の対比をみせる、いわば農耕地域の惣社の祭りの根幹ともいうべきもので、その廃止は、神幸祭の終熄とともに氏子組織の崩壊を如実に示している。武射祭、夏越の祓え、七夕祭の廃止は、おそらく神職・社僧の離散がひびいていよう。

別表Ⅰ　飯盛宮時代別年中諸祭一覧

	文永八年（一二七一） 正月元三之次第事書写	永正四年（一五〇七） 飯盛宮神事定文案	明和三年（一七六六） 牛尾家年中行事帳	天明六年（一七八六） 飯盛宮旧来社記	現行
一月	朔日　御供 行六日 七日　御供 十日　ふしゃ 十四日　ほだれ御供 夜　とうの口あけ 十五日朝　粥 鈴開	朔日 十日　武射	朔日　御供 元日～三日　豊年祭 三日　初御供 七日　左義長 九日　式日御祓 十四日　穂垂御供 夜　洞ノ口鈴披之祭 粥炊き 十五日朝　粥供え	元日～三日　豊年祭 三日　初御供 九日　御祓 十四日夕　洞ノ口鈴披之祭 粥炊き 十五日朝　粥供へ	元日　元日祭 新穀祭 三日　元始祭 九日　月並祭 十五日　月並祭
二月	朔日　御供 初午祭	朔日 初午武射	朔日　粥披き 九日・十五日・廿八日 御祓	朔日　豊作御粥例 九日・十五日・廿八日 御祓	朔日・九日　月並祭 十四日　粥炊き 十五日　粥供え
三月	朔日　御供 三日　社役・直会	朔日 節供節供	朔日　御祓 三日　節供御祓 九日・十五日・廿八日 御祓	朔日　御祓 三日　節供御祓 九日・十五日・廿八日 御祓	朔日　粥開き 九日　月並祭 十五日　月並祭
四月	（朔日）社役	朔日	朔日・九日・十五日・廿八日 御祓	朔日・九日・十五日・廿八日 御祓	朔日　月並祭 三日　節供祭 九日　春季大祭神楽 十五日　月並祭
五月	（朔日）社役 五日　社役・直会	朔日 五日　節供	朔日　御祓 五日　節供御祓 九日・十五日・廿八日 御祓	朔日　御祓 五日　節供御祓 九日・十五日・廿八日 御祓	朔日　月並祭 五日　子供祭 九日　月並祭・宮籠 十五日　月並祭

六月	(朔日)社役 (二十九日)夏越	朔日 夏越	朔日・九日・十五日・ 廿八日 御祓 若者中宮籠
七月	(朔日)社役 七日 七夕社役 直会	朔日 七夕節供	朔日・九日・十五日・ 廿八日 御祓
八月	(朔日)社役	朔日	朔日・九日・十五日・ 廿八日 御祓 廿九日 しめ打ち
九月	(朔日)社役 九日 御供	朔日 九日 御祭礼	朔日 しめおろし 八日 御供盛り よど 九日 祭礼神楽 十五日・廿八日 御祓
十月	(朔日)社役 十五日 法花まつり	朔日 十五日	朔日・九日・十五日・ 廿八日 御祓 廿九日 若者中宮籠
十一月	(朔日)社役 初卯日 霜月卯祭	朔日 初卯	朔日・九日・十五日・ 廿八日 御祓
十二月	(朔日)社役 二十日 大般若会	朔日	朔日・九日・十五日・ 廿八日 御祓 廿七日 すす祓い 廿九日 年縄作り 年越御祓

六月	朔日・九日・十五日・ 廿八日 御祓	朔日・九日・十五日 月並祭	
七月	朔日・九日・十五日・ 廿八日 御祓 七日 節供御祓	朔日・九日・十五日 月並祭 初旬 さなぶり	
八月	朔日・九日・十五日・ 廿八日 御祓	朔日・九日・十五日 月並祭 三十日 風止前夜祭	
九月	朔日・十五日・廿八日 御祓 九日 御祭礼 御祓・神楽・角力 流鏑馬在り	朔日 風止祭 九日・十五日 月並祭	
十月	朔日・九日・十五日・ 廿八日 御祓	朔日 月並祭 六日 注連卸 八日 前夜祭 九日 秋祭 流鏑馬 十五日 月並祭	
十一月	朔日・九日・十五日・ 廿八日 御祓	朔日・九日・十五日 月並祭 十七日 秋季大祭	
十二月	朔日・九日・十五日・ 廿八日 御祓 廿七日 すす祓い	朔日・九日・十五日 月並祭 三十一日 大晦祭	

近世の飯盛宮は、大宮司牛尾氏と、神宮寺社僧だけによって維持されることになったが、慶安三年（一六五〇）六月に両部神道から櫻井大宮司の支配下に入って唯一神道に転じている（牛尾相模守「覚」）。その間に大宮司家と神宮寺の間でかなりの確執のあったことが、由緒書その他に見えるが、飯盛神社の祭祀に再編成がなされたのもこの時期であろう。牛尾大宮司の「覚」には、九月九日神事における流鏑馬を「慶安年中ゟ始り候由」と記し、二月初午、霜月卯祭にかわる正月三ケ日の豊歳御祈禱を「寛延二年ゟ始る」としている。

このような経緯の上で成立したのが近世飯盛宮の祭事で、その詳細を記したのがこれから紹介しようとする飯盛宮大宮司牛尾家の「年中行事帳」である。すでに飯盛宮の信仰圏も周辺七ヵ村に縮小されており、村々から神事に参加する人びとも、中世の行事役にかわって、大庄屋や村庄屋が名をつらねているのが目につく中で、廃絶されずに続いている行事には、さすがに長い伝統を承け継いで来た地域の古社飯盛宮の格式が維持されているのがみられる。〝まえがき〟にも述べたように、この記録が儀式の伝統を正しく後世に伝えることを目的として書かれたものだけに、原文をそのまま忠実に紹介する中で、神宮寺側の「天明四年二月九日飯盛宮年中行事帳」も参照しつつ、若干の解説を試みたい。

近世飯盛宮の祭事と「年中行事帳」

近世飯盛宮の祭事は、『拾遺』によれば、正月十四日の銅口（ドウノクチ）祭、同十五日の鈴口開と粥供え、二月朔日の粥占（かゆうら）、九月九日の祭だけということになっている。しかし、それはあくまで旧来の祭事を伝承しているものという意味であって、実際の年中諸祭は別表Ⅰの牛尾家年中行事帳の欄が示すように、櫻井大宮司の支配下に入った唯一神道の神社儀礼の中にそれらが組み込まれたという形をとっている。天明六年（一七八六）の「飯盛宮旧來社記」では、それを特定日の神事と月例的な神事とに区別した記載のしかたで、前者は、正月元日より三日まで豊年祭、同三日初御供、正月十四日洞之口鈴披之（どうのくちすずひらき）祭、耕作豊凶例（たのし）神粥炊調（しろめ）、二月朔日御粥例（たのし）、九月九日御祭禮（御祓・神樂・角力・流鏑馬在リ）、後者は、年中毎月（朔日・九日・十五日・廿八日）の御祓執行、五節供御祓（時ニ應ジ神饌上ル）と、整理した形で示している。このうち、正月元日から三日までの豊年祭は、藩主からの要請で寛延二年（一七四九）に始まったという註記があるので、結局毎月定例の御祓を除けば、廃絶を免れた旧来のものをほぼそのまま踏襲して来たということで、『拾遺』の記載もうなづける。そこで、近世に伝承された飯盛宮伝来の神事は、つまるところ、粥占を中心とする小正月の神事と、九月九日の神事の二つに大きく分けられるということで、牛尾家の「年中行事帳」も、そ

の大半をこの二つの神事に割いている。詳しい規式については行事帳にゆずるとして、その二つの神事について若干の解説を加えておきたい。

小正月の行事は、民間の習俗では大正月のそれよりも古いとされ、豊作を願う呪法めいた行事が集中している。飯盛宮の小正月神事には、その中の二つの要素が見られる。一つは十四日の穂垂れ御供と、いま一つは十五日に粥を供えて二月朔日にそれを披く粥占神事である。穂垂れはイネの穂が実って重く垂れることを願って行う予祝行事で、民間伝承では葉のついた野菜を汁に入れ、食べる時に二、三度かきまわしてから、葉を椀のふちに垂らして食べる〝穂垂れ菜〟が一般的である。飯盛宮の神事では、穂垂れ御供田というのがあって、それを耕作する者から御供が供えられるという形をとっているが、〝穂垂れ〟と称しているところに予祝の意味がこめられている。粥占も民間伝承では小正月に炊く望粥(もちがゆ)を削り掛けの粥杖でかきまわし、それについた米粒の多寡でその年の豊凶を占ったり、細い竹筒を煮立った粥の中にさしこみ、竹筒に入った米粒で作柄を占ったりする。飯盛宮の場合は、小正月に炊いた粥を鉢に入れて神殿の内陣に供えておき、二月朔日にそれを出して粥の表面に生えたカビで豊凶を占うという形をとり、早稲・中稲・晩稲別々に三つの鉢を用意することになっている。この形式は、近隣では筑紫野市の筑紫神社でもみられ、早くから神事にとり入れられていたものと思われる。飯盛宮では、この穂垂れ御供と粥占が、一つは一年の神事始めをも意味しており、ドウノ口披き、鈴披きと称する行事を伴っている。中世には十四日夜にドウノ口披き、十五日朝に鈴披きとなっているが、近世ではともに十四日夜に行われて〝洞之口鈴披き祭〟と称している。ドウノ口披きは、記録によって洞之口・銅之口・戸之口などとさまざまに表記されているが、舞殿で伝来の鮑(あわび)貝の盃に神酒をくみかわす行事で、おそらくは神楽の舞始めを意味する舞堂披きをさして〝堂の口披き〟と呼んだのではなかったろうか。鈴披きも同じく神楽始めで、楽器のならし初(ぞ)めを意味していよう。行事帳では大宮司が神楽太鼓を打ち、お祓をしたのち「御神楽ノ趣意言上仕ル」とある。ここで注目したいのは、この十四、十五両日の行事に、穂垂御供田作り・粥田之作人・粥炊き（二人）などの記載があり、それらが世襲制をとってこの神事に奉仕して来たとみられることである。また粥炊きと粥披きに必ず七ヶ村庄屋の加わっているのも、中世における行事役を引継いだものとして注意を払っておきたい。ちなみに、現在の粥占神事においても、粥元は四軒（青柳姓・大内姓二軒ずつ）と固定して、代々世襲制をとっている。ともあれ、この小正月の神事が、民間行事における豊作祈願の予祝・卜占的要素をとり入れて儀礼化し、しかも氏子の奉仕によってそれが営まれて来たところに、飯盛宮の古くからの地域農耕守護神としての性格が端的に現われている。

そこで、一方の九月九日の神事は収穫祭を意味している。特に北部九州では九月の収穫祭を〝おくんち(御供日)〟と呼んで、新穀でととのえた神饌を献じ、収穫を感謝する儀礼が一般化している。飯盛宮の場合も、九月朔日の注連卸し、八日の御供盛り、同夜の〝よど〟と称する宵祭り、そして九日の祭礼と、行事帳に記された行事内容からは格式を備えた収穫祭の様相が端的にうかがわれる。小正月の予祝・卜占神事と対応する民間の収穫儀礼をとりこんだ収穫感謝の祭りである。またこの時に舞われる神楽は、往年の神職神楽の名残りをとどめて、舞人を「組合の神人」と呼んでいるが、神楽座を組織して継承して来たものであろう。

以上、年中行事帳の記載を中心的な二つの行事にしぼって若干の補足を加えたが、七ヵ村惣社としての飯盛宮と各村の産土神との関係も見逃せないものの一つである。行事帳でもしばしばその関連がのぞかれているが、そのことについては、信仰圏や氏子組織の問題とともに、他日別に主題を設けることにして、ここでは本社の祭事のみにとどめ、以下大宮司家の「年中行事帳」の全文を掲げ、神宮司側の記録を適宜補足してその関連をみておきたい。

飯盛宮大宮司牛尾家年中行事帳

明和三丙戌年　　牛尾相模守　書記

一正月元日　御備餅社僧方ゟ上ル、御三社〈三膳向也(1)　朝六ッ時御宮出仕草履取リ下人壱人召つれ申儀勝手次第自分裃東官職ニ應事御宮濱椽之上(2)眞中ニ濱床ヲ常〻召置候　此方常〻之社務之座也　此所ニ着座候而御祓一座　井上ゟ被仰付候豊年御祈禱共ニ執行仕リ暫く御宮ニつめ候而社僧杯と年頭之目出度祝詞など互ニ物語退下(3)　御宮廻リ両王子社末社七社共ニ拜上ケ次ニ鳥居之際東ノ大松之根ニ有之候此方先祖代〻之隔拜塔有之則隔拜仕候　尤七末社之神号之儀ハ當家一子相傳之第一也

正月元日之暮六ッ時又〻御宮出仕　社僧立會候而豊年御祈禱一座執行仕退下

二日之朝御宮社僧立會之上豊年祭一座執行仕退下　村中年禮ニ參ル袴羽織大小指ス　供人勝手次第之事　同日社僧方ゟ薪四把金鉢不殘此方ニ取寄セ申也　明三ケ日此方ゟ初御供上ケ申用意也

二日暮六ッ時又〻御宮出仕　社僧立會豊年祭一座相勤候而退下

三ケ日　朝五ッ時初御供此方ゟ五膳向上ル　御供ハ金鉢ニ盛事　御さいハひらき大豆歯固メ大根二タきれ當リ三斗土器(4)ニ盛リ候而五膳共ニ備ル濱椽ノ上此方勤所ニ而御膳組仕リ此方かゝへ申候而けいひつ仕候而一膳ヅヽ社僧〈渡ス　五ッ所ニそなへ候上ニ而御祓一座執行　井ニ豊年祭之趣意ヲも申上ケ候　但今朝切ニ而豊年祭ハ解願ニ成ル也　此方ゟ今朝上ケ候御供寶満宮ノ相殿分御一膳頂戴受用仕ル也　元日ニ社僧方ゟ上ケ候御鏡餅も一同ニ左之相殿分御一膳向キ此方ニ受用退下

同日朝飯ハ社僧方ニ參候而大庄屋三ケ村庄屋と同座ニ而始ル　豊年祭解願之座也　座組ハ社僧拙家大庄屋右三人座上也　尤今日社僧

方へ此方参候儀案内ハ不請來候事　布施と書付候而錢二匁五分社僧
ゟ居ル　飯後見合セ引取ル　田村大庄屋方へ年禮ニ共參ル
正月四日　吉武村中廻ル　御札疫神斎家別(5)壱枚宛リ下人ニ挾箱爲持候
庄屋へハ鼠半切五十枚遣ス　袴羽織脇指ニ而廻ル
五ヶ日　羽根戸村中廻ル　御札前と同斷　庄屋へハ鼠半切五拾枚遣ス
六日　四ヶ村廻ル　庄屋藤作・三七へハ半切紙五拾枚宛リ遣ス　且又老
松宮産子中へハ老松之御札遣ス　老松宮へ參御戸開キ年頭之拜例(禮)仕
ル藤作方ゟ御そなへ餅此方へ渡ス　年〻之事故餅之數不知れ事ニ候
昔ハ老松氏子家別ゟ一重子宛リ上リ居申候処近年ハ左様ニ無之候事
七日　左儀長(6)焼カセ候　御宮左義帳(ママ)ハ社僧方ゟたき申候　七日正月と
て朝餅なとたべ茶のミ候　今日ハ田村廻ル　西ノ清七と申家ゟ廻リ
初ル　御礼ハ疫神斎　庄屋へハ半切五十遣ス　尤村〻共ニ庄屋組頭へ
ハ大札遣ス也
八日　金武廻ル　御札萬事前ニ同し
九日　御宮出仕　社僧立會相勤ル　飯後ゟ野方廻ル　御札萬事共ニ前ニ
同事
十一、十二日比　福岡へ所〻年禮ニ出ル　寺社奉行兩人　郡奉行大音
彦左衛門殿　加藤半左衛門殿　右之外鳥飼大庄屋其外勝手次第ニ
候
十四日　八ッ時分當村甚次郎方ゟほだれ御供田作リ申候ニ付ほだれ御
供上ル　御宮へ出仕　社僧立會相勤ル　相殿寳満宮ノ御供一膳受用
退下(7)
同夕暮六ッ時分御宮出仕　鈴披キ之祭リ有リ(8)　粥田之作人當村善七・
半次両家ニ而隔年ニ神酒上ル　ひらき大豆・大こんのすあへも上ケ
候　神前ニそなへ社僧立合相勤ル　常之勤所ニ而神樂大鼓ヲ打チ上ル
其上ニ而御祓執行　鈴披キ御神樂之趣意言上仕ル　社僧拙家両人
共ニ拜例(禮)仕廻候而舞殿ニ下リ鮑之盃二ッ神殿ゟ下シ其年之當人ニ社僧
盃仕ル　其後此方ゟ當人ニ盃仕ル　次第〳〵ニ右之通リ盃仕ル也　盃
仕ル人數ハ善七・半次・仁平・甚次郎也　諸人望次第ニハ今夕舞殿ニ而
名なと替ル事も有リ　夫ゟ盃仕廻ニ相成舞殿引取ル　御供屋ニ七ヶ村
ゟ寄リ候薪ヲ炊キ社僧・拙者・善七・半次・二平(ママ)杯相つめ罷在ル　粥
仕込之水高ハ此方一子相傳(9)ニ而宿本ゟ升め相改候而桶ニ入レ御供屋へ
持參候而釜ニ移し釜ノ前ニ而秘密之祓(10)唱ふたを仕リ置　八ッ之上刻ニ
仁平・半次兩人之間釜たき申候　其節舞殿ニ而此方大こを打チ申候
粥たき可申との指圖之大こ也　米・小豆・塩三品ハ粥田之作人
ゟ上ケ申候事　八ッ之下刻ニ又〻大こヲ打チ粥たきやめ申セとの指圖(11)
也　水之升め・米・小豆・塩之書付別紙有リ　決而他見無用也
十五日　朝六ッ時分右之水入レたる桶ニ粥ヲ汲ミ入レ濱ゑんノ上ニ持參リ
金鉢を社僧ニもたせ此方ゟ盛リ込ム　一二三之付ケひる此方兼而所持
仕候而金鉢ニそれ〳〵ニ付ル　社僧三ッ共ニふたをかぶセ申候而神前ニ
上ル　御祓一座執行仕リ社僧同道ニ而又〻御供屋ニ入御上リ之餘リ粥
喰申候　相殘ル人數も喰ィ申候　其上之餘リ粥ハ此方へ受用　薪之

餘りも同前ニ候　皆〻退出

十八日　郡五兵衛殿方へ稲荷祭ニ参ル　前夜洗米・御肴一色　御祓一座　十九日朝六品之盛リ物・御供・神酒上ケ候而御祓一座　一宿

廿日十一(ママ)比櫻井頭殿へ年始禮ニ出べし　嘉例ニ而つるしがき六十四指上ル　右つるしがき嶋岡大明神御祭リ御盛りものニ成リ來候由

正月廿五日　他出無用之日也

同廿七日比七ヶ村へ來ル朔日神宮寺へ御遣可成候間御歸りかけニ御立寄可被下候　相鯉之出来合可申上候間廻狀遣ス

同廿八日　式日故社参　社僧立會

同廿九日　在宿掃除等仕リ明日之覺語(ママ)専一ニ候　明日七ヶ村之庄屋此方ニ呼夕飯給へさせ申候ニ付福岡へ買物人遣シ申候事

〆

二月朔日　未明ニ御宮出仕　社僧立會御粥を社僧遣ノ内ゟ取出シ神前ニそなへ候上ニ而互ニ勤メ相仕廻三ヶ村庄屋揃イ次第ニ御粥披キ申ス内陣ニ此方も入リ御粥披く　西ノ方ニ居ル社僧御粥之御膳ヲ下シかゝへい申候を此方受取リかゝへ申候ヲ社僧御粥鉢之ふたを取ル　此時とくと御粥ヲ見定メ可申事　井産子村〻之庄屋も此時濱ゑん之上ニ上り拜見仕候　其上ニ而之間タ始終此方御粥をかゝへい申候而兼而舞殿ニ高机置キ申候ニ付右之御粥其侭ニ此方持下リ右之高机ニ居へ候而又〻内陣ニ入リ二ノ粥をひらく　披キ様ハ一ノ粥同前　舞殿ニ下シ様も同前　又〻内陣ニ入三ノ粥披く　披キ様下シ様共ニ前ニ同事　此方舞殿ニ粥持下リ未タ内陣ニ不歸内ハ次キ之粥不披ゟ事　粥三ッ共披キ仕廻候而此方常〻之勤所ニ着座仕ル　舞殿ニ諸人入拜見仕ニ付暫此方も社僧も居候而見合セ引取ル

同日社僧方ニ行七ヶ村庄屋一座ニ而朝飯たべ申ス　社僧方ゟ案内廻ハ不申候　朝飯相濟ゟ上ニ而社僧一人御宮ニ行御粥持来ル　社僧方座敷ニ机を置キ其上ニ粥鉢ヲ置キ此方社僧七ヶ村庄屋一續之上此方箸ヲ取リ一ノ御粥ヲはさミ社僧ニ遣シ次ニ拙者取リ次ニ七ヶ村之庄屋中へ此方ゟ粥ヲはさミたべさせ申候　參合イ候而相望ミ申ものへも次第ニ寄リ候而たべさせ候　其上ニ而御粥目録出來ル　古來ゟ先ッ此方筆を取リ存寄之通早田・中田・晩田之毛付ミのり水風等之儀書付候而社僧又ハ七ヶ村庄屋ニ見セ候而存寄共ハ無御座候哉と辞儀仕候得共志かと存寄も無之御書付之通共ニ而可有御座候由皆〻答候而添之本書と成リ目録出来ル(12)　其上ニ而此方ハ引取リ申也　尤今日座組ハ社僧此方兩人座上也　袴羽織ニ而行　同日七ヶ村庄屋此方へ呼ヒ夕飯給させ來り候　此方家上ふき申ス藁之儀共七ヶ村ゟ參候様ニ相談仕來リ候事

二月五日　牛尾伊豫守毎幸祖霊御命日御供上御祓執行万治三年庚子出生享保十八癸丑生年七十四ニ而死去　導師　内の　長尾親衛

同九日　御宮出仕　同十五日御宮出仕　同廿八日出仕

〆

三月朔日　御宮出仕　同三日節句出仕　社僧方ゟひしもち三社へ上ル

左リ之相殿分一膳向キ受用
同九日出仕　同十五日出仕　同廿八日出仕
〃
四月朔日　御宮出仕　同九日出仕　同十五日出仕　同廿八日出仕
〃
五月朔日出仕　同五日節句出仕　社僧方ゟちまき三社へ上ル　左リ
之相殿分一膳向此方受用
五月九日出仕　同十五日出仕　同廿八日出仕　此日社僧ニ掛合不參
同月廿七日　郡五兵衛殿方へ御祭リ出務　參着之上稲荷之御祠ニ御祓
一座　御月待御祓一座　一宿仕ル　稲荷御社ニ洗米・肴上ゲ御祓一
座　御月待備へ物ハ御供・肴・御酒・盛物其外先キ様勝手次第
五月廿九日大ノ月ニ候ハハ晦日牛尾日向守毎通霊御命日
元禄六癸酉年出生明和三丙戌年生年　七十四才ニ而命後也　導師平
山厚見宗房[13]也
〃
六月朔日御宮出仕　同九日同斷　同十五日同斷　同廿八日同斷
此月ニ飯盛・吉武若者中ゟ二夜御宮籠有ベシ　夜見合セ出勤候而可
然候　尤若者中ゟ初尾麦(マヽ)等持參仕候上ニ而罷出相勤呉候得と案内
有リ　宵ニ常之勤所ニ而社僧立會一座相勤ノ互ニ舞殿ノ座上ニ着座
候而夜通酒夜喰(マヽ)等たべ夜明ケニ又〻一座相勤ノ候　尤若者中ゟ御
そなへ三社へ上ル　左リ之相殿分此方受用　此儀日限不相知候　若
者存立次第ニ仕ル事也
〃
七月朔日御宮出仕　同九日同斷　同十五日　同廿八日
〃
八月朔日御宮出仕
同五日　牛尾主膳毎友祖霊御命日御祓執行
寛永五戊辰出生元禄四辛未死去生年六十四
同九日出仕　同十五日　同廿八日
廿七日比七ケ村へ來九月朔日御出可被成由廻狀遣ス　文儀書込ム
同廿九日夕御志め打拙家ニ而相調ル　社僧も參り來り候　志め打人數
ハ當村太助・市兵衛・兵蔵・正八・助次・利右衛門　志手等ハ今
昼切リ調置可申候事　今日福岡へ明日七ケ村庄屋呼申買物ニ人遣ス
事
〃
九月朔日　朝六ツ時分志手・志め縄・榊共ニ御宮へ持參　神前ニそな
へ社僧立會互ニ一座相勤ノ御本社初メ拜殿口兩王子末社七ツ　御供
屋・手水石・妙見鳥井・馬場上下・大宮司門口・社僧門口・此方
神祇殿　右之所〻へ志めおろし申候　勿論拜殿口榊二本　鳥居井
馬ば上下・此方門・社僧方門共ニ榊二本宛リ竹ニ結ヒ付ケ候[14]　志手ノ
數委敷別紙ニ書付有リ
一御本社なわ九尋中折四ツ折シテ十一

一拝殿ノ口（なわ四尋シテ五ツ 中折四ツ折両柱ニ榊二本）　一両王子社（なわ三尋二筋 シテ六ツ四ツ折リ）
一鳥居（なわ四尋半大シテ五ツ 榊二本）　一末社七社（壱尋タテ シテ四ツ折）
一上下二ヶ所（なわ五尋二筋 シテ六ツ榊四枝）　御供屋
一手水石（なわ壱尋 なわ二尋半 なわ一尋 小シテ一ツ宛リ）
妙見
一大宮司分（なわ三尋三筋 小シテ十五榊二枝）　一松尾分（なわ二尋二ツ 小シテ七ツ）
一惣入用之（脇シテ十二）　一社僧分（なわ三尋 シテ五勺榊二枝）
都合中折紙五帖程入ル

右注連おろし相濟（上触庄屋七ケ村庄屋へ兼而案内申置候而今日九ツ時一飯振廻來リ候）朝急キ參ル
金武・妙見崎・五郎丸馬祈禱此比ニ有ル　申来リ次第ニ出仕　朝ノ内
座本ニ而御幣一ツ調ル　川ニ立ル志手切ル　六ツ也　竹四本ニなわヲ張
リシテヲ付ケ掛ノ魚モ付ケ御酒も竹ノ筒ニ入レ付ル　座本ニ而御祓執行
候而右之竹志め川ニ立テサセ申ス　御幣ハ御宮ニ持參候而神酒なと上ケ
馬安全之祓相勤ノ馬持中ゟ初尾米御宮ニ持參受用　夫ゟ座本ニ引取
朝飯たべ罷歸ル(15)
未明ニ參ル

九月七日　妙見崎御神事出仕　六兵衛方へ參御志め之用意久米之用
意仕ル　一御本社（なわ四尋 シテ六ツ）　一拝殿口（なわ三尋 シテ三ツ）　一門口（なわ四尋 シテ三ツ）　ワキシ
テ四ツ　榊四枝　一御神酒上ル　御供ハ不上　不埒之至也
右之通朝ノ内御宮へ持參相勤メ産子中ゟ持來ル初尾米申上ケ仕不殘
相濟候上ニ而六兵衛方へ引取リ朝飯たべ罷歸ル　此時妙見山ノ榊取
歸リ此方志めおろしニ相用來リ候

九月八日(16)　今夕社僧此方共ニ暮六ツ時よと之勤仕ル　此時疊うすべり
大こ其外共ニ舞殿ニ入れ置
夕五ツ時分社僧方へ參ル　御供出來ル　市兵衛・半次參候而御供築キ
調ル　五社分・末社七ツ分・妙見分　此末社分ハかわらけニ盛ル　皆ミ
わらニ而此方ゟ志めかけ申候而相濟ム　此外かわらけニ盛リ候御供ハ
社僧勝手次第ニ候　仕廻候而吸物・酒なとたべ罷歸る　中間客有
べし　兼而組合中ニ申談置候事
九月九日恒例之御祭禮也　早朝御宮出仕　御供御膳ニ居へ中間之神
人ゟけいひつ仕候而大宮司へ渡ス　キザハシノ下正面ニ高机居へ置
大宮司右之御机ニ備ル　五社分・末社分ともニけいひつ相濟机之
上ニ大宮司備へ揃イ候上ニ而中間之神職キサハシゟ右之御膳一膳ツヽ
取候而社僧へ渡ス　社僧夫ミニ居へ候上ニ而此方奉幣　御祓常ミ之勤
座ニ而執行　組合之神人舞殿ニ而神供神樂三番相勤ル　此方ゟ壱人
舞殿ニ番人召置候而退下仕リ朝飯等相仕廻候而御宮ニ出仕　キサハ
シノ下ニ机ヲ居へ申候　尤神殿出入之爲ニ不勝手相成候間壹尺程正
面より西ノ方ニ机召置檀ヲ鎊ル疊ミ四枚半敷く　うすべり三枚斗敷
く　此方ゟ持出シ敷く也　今日ニおいてハ舞殿ハ神樂座ニ而有之ニ付
萬事此方勝手次第ニ候　尤半切桶ニ入リゟ分之さん錢さん米ハ社僧
方ニ取ル　此半切四ツつの有リふとめ申儀もほそめ申儀不相成半切
桶也　其外舞殿ニちりゟさん錢ハ勿論此方へ諸人指出申社米不殘
受用　尤一人取次之小もの拝殿と舞殿ノ堺ニ此方ゟ召置諸人持參

之花米なと取次申也　社僧方小ものハ随神ノ後ロ濱ゑんノ上ニ居ル
社僧方ヘ上ゲ申存念之ものハキサハシノ上ニ直ニ持參仕ル也　濱床ヲ
舞殿ニ今日ハ下シ高机之前ニ置キ候　少シ東ニ寄セ濱床ヲ居ル　大宮
司ハ終日濱床ノ上ニ着座　組合之神人は先産子七ゲ村分七神樂ヲ上ゲ
其上ニ而御郡中四十八ゲ村之神楽上ル　尤間〻ニハ諸人賴之神樂ヲ
上ゲ申候　終日神樂ヲ上ル　中喰たべ候節ハ東ノ濱ゑん内陣脇戸之
邊ニ而皆〻喰申候　八ツ半又ハ七ツ時分皆〻退下　神具・疊・うす
べり・机萬事此方ニ取寄事　尤今日之御供左リ之相殿分御一膳
向キ幷ニ妙見之御供共ニ此方ニ受用
九月十日　三ゲ村ゟ夫弐人參ル　壱人ハ郡奉行ヘ昨日之御そなへ御札
爲持遣ス　味岡氏へも遣ス　下鯛大庄屋へも此便リニ遣ス　壱人ハ
産子村庄屋上鯛大庄屋へ遣ス　七ゲ村ヘハ廻狀　大庄屋ヘハ別紙
郡奉行ニも別紙
一御備餅一重　一奉書ノ札壱枚　一書狀相添ル
郡奉行ヘ之書狀　味岡氏へも此通リ
口上
一飯盛宮昨九日御祭禮無懈怠相濟依是御備ヘ一重子御札指上候
御落掌可被爲下候奉□後喜之時候　恐〻謹言
大宮司
牛尾相模守　印形

九月十日
豊嶋作左衛門様
此所ニ兩大庄屋ヘ遣ス書狀氏子村〻廻狀書込ム
御札書樣郡奉行ニ遣ス分　兩大庄屋へも此通ニ書ク
早良郡宗廟　大宮司
飯盛宮御祭禮奉神樂郡中安全御祓　牛尾毎定拜祝
産子村之札ニハ右之通ニ書候而村中安全と書べし　味岡ニハ武運長
久と書べし
郡奉行幷味岡右兩所ハ奉書紙兩大庄屋七ゲ村庄屋ヘハ杉原紙也　尤
金水引掛ルべし
九月十五日　出仕　同廿八日出仕
同月廿五日未明ニ四ゲ村老松神事出仕　座本藤作方ヘ參着候而シテ久
米等拵ル　朝ノ内御宮ニ行志めおろし　御供そなへ御祓相勤候而藤
作方ヘ引取リ朝飯たべ又〻御宮ニ出ル　終日拜殿ニ着座仕ル　産子中
ゟ上リ候花米申上ゲ仕リ受用
一御本社シテ六ツなわ三尋　一拜殿口なわ二尋シテ三ツ　ワキシテ二ツ　一東ノ口なわ三尋シテ三ツ　ワキシテ二ツ
一北ノ口なわ三尋シテ三ツ　ワキシテ二ツ　一御久米三十程拵ル
一御供二本此方ゟ築くわらニ紙ヲまき御供之中程ニ志め掛ル　一御さい梅干、こんにやく之類上リ來ル
七ツ時分産子中花米參リ仕廻候而早〻引取ル
九月廿七日　郡五兵衛殿方ヘ御月待出勤　稲荷社ヘ洗米肴上ゲ御祓
月待ハ先キ樣勝手次第ニ品〻上ル　神酒・御供・肴六品ノ盛物其

外一宿

十月朔日　御宮出仕　同九日　同十五日　廿八日

十月廿九日之夕飯盛若者中ゟ御宮籠有ルべし　前之宮籠同前之勤様也[17]

〆

十一月朔日　出仕　同九日　同十五日　同廿八日

同月十八日郡五兵衛殿稲荷社御祭禮出勤　御志めおろし御供・御盛もの・御酒・肴・榊二枝　小シテ六ッ御社　大シテ五ッ志め竹小　奉幣相調夕朝祓相勤ル　一宿　此月ニ吉武・田村ゟ宮籠有ル

勤様萬事共ニ前ニ同事　廿五日はね(羽根戸)と天神祭出勤　御幣一ッ座中之中折札十三枚相調ル　朝ノ内座本ニ而祓相仕廻飯後天神ニ參ル　御幣・神酒・肴天神ニ持參

〆

十二月朔日　出仕　同九日　同十五日　同廿八日

十二月廿七日　朝五ッ時當社古例之すゝ祓ィ社僧立合御宮ニ出仕　竹二本此方持候ニ而内陣ニ入リ三ケ所御戸びらノ前ヲ拂ふ　唱事口傳其後常之勤座ニ而御祓相勤メ退下　尤右之竹持歸る　此竹ニ而此方神祇殿初メ家内共ニすゝ拂申ス

同廿九日　年縄相調ル　門松八ッ時分立ル[18]　尤村ゟ手傳夫二人出る

幸木銜リ竹共ニ村ゟ參ル　松ハ勿論之儀也　年なわ・もろむき・ゆづりは・かき・根松・立花(橘)・代(榊)なとハ此方ゟ出す　兩王子末社なとニハ常之志めなわニもろむき一は　ゆつりは一は宛りはさミ申候　幸木ハ門松ニ二十くれ　末社十所ニ二十くれ也　同日夜ノ五ッ時分ニ御宮ニ出仕　社僧立會年越之御祓一座相勤メ夫ゟ退下候而社僧・拙者・羽根戸吾七・同村新七右之人數ニ而産子村々ゟ參候薪ニ而御供屋ニ火ヲたき夜ヲ明し申也

右之外臨時之祈禱事萬事ハ其時々工夫ヲ以相勤可申候事[19]

〆　千秋萬歳樂

牛尾相模守毎實　花押

明和三丙戌年六月廿四日　書ス

書置もかた身となれや子や孫の
ちからにもなれかじ見にもせよ

註

(1) 神宮寺「飯盛宮年中行事帳」(以下《寺》と略記)に、「年鏡餅御三社分三重、昆布・串柿等相備勤行仕ル」

(2) 《寺》に「御宮庇縁之上」とある。祝詞殿を濱殿という(現宮司牛尾氏談)。

(3) 《寺》にはこのあと「但兼而御郡方より請取置候御初穂銀高ゟ弐歩牛尾方江分目致來候則今日分遣ス　今日當院ゟ牛尾方江御供薪弐荷共ニ分遣　是ハ兼而氏子村々ゟ當寺江相集居申薪之内ニ候事　元日ゟ明朝迄毎朝双方共ニ御宮ニ出仕候而其外ハ本地堂ニ而[虫くい]　牛尾方ハ神祇殿ニ而相勤來候事」とある。

(4) 土器の大きさをあらわす単位。

(5) 櫻井神社が発行する除疫の護符。

(6) 正月七日、または十四日に火を焚く行事を民間ではサギッチョ、ホウケンギョウ、トンド焼きなどと呼ぶ。七日のものは密教寺院における修正会から出たものであろう。

(7) 《寺》には「當村百姓之内穂垂田作リ候人ゟ御供上ケ申候　拙寺ニ請取御宮江上ル　双方出合勤行仕右御供牛尾家江左相殿分渡ス　同時ニ牛尾方ゟ御宮門松・幸木共ニ引取來ル」とある。

(8) 《寺》では「洞ノ口すゞ開之祭」

(9) 現宮司家に書付があるが、内容は秘す。

(10) 同前。

(11) 炊き始めから炊き上がりまで約三時間かかるので、現在は、炊き始め、中頃、仕上げの三度にわけて太鼓を打つ。

(12) 《寺》に「則拙寺ゟ印判致シ當郡兩大庄屋江右目録遣ス　牛尾方よりも勝手次第ニ其外ゝニ目録差出來ル　今日双方共ニ家上賁替藁七ヶ村より出候相談等前ゝゟ有来ル事」とある。

(13) 鳥飼八幡宮大宮司。

(14) 《寺》に「注連竹之儀ハ兼而當院ゟ願差出請取來ル　鳥居分右注連竹ハ牛尾方江請取ル　其外之竹ハ不殘當院江引取　今朝飯ハ氏子村ゝ庄屋中牛尾家共ニ當院ニ而出ス　夕飯ハ當院初メ産子村庄屋中牛尾方ニ而出シ來ル」とある。

(15) 川祭りと牛馬祈禱が習合している例は多く、水神牛馬祈禱と呼んでいることもある。文永の社領坪付には「九月九日河祓」の記事がみられる。

(16) 《寺》に「昼八ッ時分拙寺ゟ御宮掃除旁罷出ル節牛尾方も參明日御神事入用之諸品ゝ御宮ニ持參ル上渡殿・拝殿等掃除之事」とある。

(17) 《寺》に「夏冬兩度籠リ村ゝ若者中ゟ御宮籠之節亦ハ其外ニも臨時籠リ之節双方出仕之上御供御鏡餅等分目右同断之事」とある。

(18) 《寺》に「御宮門松兼而當院ゟ願差出請取置　今日八ッ時分ニかけ牛尾方ゟ右ノ門松立ル」とある。

(19) 《寺》の末尾には次の記載がある。

一、年中御宮庭之掃除半分ゟ西ハ當院江請持　半分ゟ東ハ牛尾家ゟ請持候事。

一、御宮藪元ハ當院之請持ニル得共古来ゟ今ニ至リ西南北三方ハ當院ゟ見ヶ〆致枯木枯枝朽木等當院ニ請取ル　東一方之藪ハ牛尾方ゟ見ヶ〆致諸木枝葉萬事同家ニ受ル事。

一、御本社・相殿・末社ニ至迄作事之節古道具等當院牛尾家半分ハけニ相成来ル事。

一、年々雨乞・日請・風除・病除等御郡方ゟ頼来ル節双方立合相勤來ル猶又右御初穂當院〈八歩通牛尾方江弐歩通リ分目致來ル事。

一、王子社其外末社造営之節御幣一本宛リ双方ゟ相納メ來ル事。

一、御遷宮之節ハ御神躰當院ゟ奉遷ル　牛尾方ハ上下遷宮共ニ神輿之傍ニ平伏仕ル而拝し奉る斗ニル　尤一ノ神輿ノ眞先ニ立御祓執行有來ル事。

但上下遷宮共ニ内陣ニ入リ牛尾方ゟ御ほこらに御注連下ニ來ル　双方共ニ遷宮入用米銭ハ別段ニ請取リ諸仕廻致來ル　猶又牛尾家同流之人參ル而御神樂等渡殿に而奏ル　尤上下共ニ牛尾方ゟ御宮ニ四神之幡タ天の注連ノ幡タ建來候事。　以上社事現在

大宮司と社僧とのかかわりについて、その一面がのぞかれている。

福岡市立歴史資料館研究報告　第七集　一九八三年三月

青柳種信の考古資料(二)

後藤　直

本館が所蔵する青柳種信（一七六六―一八三五）資料のうち、考古学に関する資料は弥生時代から中世にわたっている。[1] これらは前回[2]にもふれたように、種信が文政三年（一八二〇年）頃から『筑前国続風土記附録』再吟味のため、筑前国内を巡見した際に作製した図や拓本である。種信はこれらの資料をその主著『筑前国続風土記拾遺』（以下『拾遺』と略す）にとり入れ、貝原益軒『筑前国続風土記』（以下『本編』と略す）や加藤一純・鷹取周成『筑前国続風土記附録』（以下『附録』と略す）にはみられない特色をもつ風土記を著わしたのである。

今回はこれらの資料のうち、弥生時代～古墳時代の資料の一部を紹介し、関連する調査結果について記すことにする。

一

(1)「那珂郡須玖村熊野神社神寶鉾容範石」（拓本）　一枚（一〇五・七×二四・五㎝）

(2)熊野神社銅矛鋳型図　一枚（二八・一×四一・三㎝）

(3)熊野神社銅矛鋳型出土始末記　一枚（二七・八×二七・五㎝）（図版一）

これらは春日市皇后峯出土広形銅矛鋳型（重要文化財、熊野神社所蔵）に関する資料である。(1)は右記のように記し、三枚の紙をつないで銅矛鋳型の拓本を固型墨でとっている。(2)は鋳型の墨描略図である。(3)は(2)とともに折り込まれていた文書で、鋳型の出土について記したものである。

(3)の文書には次のように記している。

須玖村岡本之住人吉村幸作と申者、天明丁未七年八月十六日こふ〳〵乃み祢にてほり出。麓をばんじゃく田と云ふ。一度博多大乗寺に納置候所、祟有て取返し、今乃宮納置。此處むかしより神功皇后一夜御止被遊候事申傳。

天埜志摩信好時

種信の筆でなく、天埜好時（埜は野の古字、以下天野と記す）が種信の求めに応じて書き送ったものと思われる。天野好時は、『拾遺』須玖村の条にあるように、鋳型を納めた熊野権現社の祭礼を行う博多櫛田神社々司天野氏である。

『拾遺』須玖村の条にはこの鋳型について次の記事がある。

○村東岡本近辺にバンジャクヂンと云地より天明の頃百姓幸作と云者畑を穿しか銅矛壹本掘出せり。長二尺余。其形ハ早良郡小戸又當郡住吉社の藏にある物と同物也。又其側皇后峯（クワウクウノ）と云山にて寛政の頃百姓和作と云者矛を鋳る型の石を掘出せり。先年當郡井尻村の大塚と云所より出たる物と同しき也。矛は熊野社に藏め置しか、近年盗人取て失せたり。此皇后峯は神功の御古跡の由村老いひ傳ふれとも詳なる事を知るものなし。いかなるをりにかゝる物の爰に埋もれ有しか。

これによれば、天明年間（一七八一―八九年）に幸作がバンジャクヂン（ヂはデの誤りか）で銅矛一口を掘出し、その後寛政年間（一七八九―一八〇一年）に和作が皇后峯で銅矛鋳型を掘出したことになり、天野好時の記述とくいちがう。鋳型の出土地は皇后峯で一致する。

天野好時が皇后峯の麓がバンジャク田だとわざわざ記しているのは、ここで銅矛が出土したことを知っていたからであろう。また鋳型の出土した年月日もくわしく記している。こうしたことは彼の立場からすれば当然であろう。したがって出土の経緯については『拾遺』の記載より天野好時の記載をとるべきである。

これを裏づけるのは高橋健自の次の文である。[3] 高橋は熊野神社の銅矛鋳型について記したあと次のようにのべる。

和田千吉氏の調査に據れば、この種の鎔范発見地須玖に四箇所あり、一、字カミサンデン（中略）。而して和田氏の聞書に、カミサンデンに於ける發見は天明四年にして、發見者は幸作といふものゝ由なれど、筑前續風土記拾遺に天明の比幸作といふもの銅鉾一口を發掘せしこと前章引用せし如くにして寛政に於ける和作の鎔范發見も、天明に於ける幸作の銅鉾發見も、共に同じ須玖村の條に續け記したれば、カミサンデンに於ける鎔范發見の年代及び發見者は恐らくは今熊野神社に藏する銅鉾發見の事實の訛傳なるべきか。（傍点後藤）

右の傍点部分のように、大正はじめの和田千吉の現地調査の聞き書きによれば、カミサンデンで天明四年に幸作が鋳型を発見しているのである。この鋳型は高橋のいうように熊野神社の鋳型であろう。したがって和田の聞き書きは天明四年を天明七年とすれば、天

野好時の文書と一致する。カミサンデンについては後述する。

以上から、種信は『拾遺』執筆の際、銅矛と鋳型の発見者・発見年をとりちがえたと考えてよい。熊野神社所蔵銅矛鋳型は、天明七年に吉村幸作が皇后峯で発見し、銅矛はその後寛政年間に和作がバンジャク田で発見したのである。

これらの発見地について中山平次郎は、一九二八年に銅矛鋳型破片を発見した熊野神社後方の小山に関連して次のようにのべる。(4)

此鎔范を出した小山は、(中略)「バンジャクヂン」と、和田千吉君調査の鎔范の發見地なる「カミサンデン」との間に位するもので、今では土地の人は此處をも「バンジャク」と呼んで居る。續風土記拾遺に(皇后峯)とある山地は或は此邊かとも思はれる。

今同地に皇后峯の所在を知る人が一人も無い。

この地域は熊野神社の南側で、春日丘陵の北端にあたる。バンジャクはバンジャク池から北へ下る谷とその周辺であり、カミサンデンはカミサンデン池から西へ下る谷一帯である(第一図)。(5) バンジャク池とカミサンデン池の間には熊野神社へ尾根がのびる(註(5)書の地図はここを岡本山とする)。

第1図　岡本付近地図
(2万5千分の1)
1：熊野神社，2：バンジャク池，3：カミサンデン池，4：銅矛鋳型出土(1934年)，5：岡本4丁目遺跡，6：赤井手遺跡

皇后峯の地名は明治時代にはすでに失なわれ、その位置の確定はもはや不可能であるが、若干の推測をのべておく。まず和田千吉の聞書にあるカミサンデンは小さな谷で、皇后峯の所在地とは思われない。この峯は、右に引いた中山平次郎の指摘にもあるように、カミサンデン池とバンジャク池の間の尾根上にあった小山であろう。そうすれば皇后峯の麓がバンジャク田だという天野好時の記述と合致する。バンジャク池の東側の尾根もその候補となるが、皇后峯という名称からして、熊野神社につらなる尾根をとりたい。そうして和田千吉の聞書を生かすとすれば、鋳型の出土地は皇后峯の西斜面となろうが断定はできない。

この一帯ではほかにも多くの鋳型が発見されている。バンジャク池の西側では一九三四年に銅矛鋳型が、すぐ南側では一九五二～三年頃に鋳型が出たという。(6) 小銅鐸鋳型が出土した岡本四丁目遺跡は(7) カミサンデン池の北隣りになる。この池の南西約三〇〇mの赤井手遺跡では戈や矛の鋳型多数が出土している。(8) また先にもふれたように熊野神社後方でも銅矛鋳型破片がみつかり、(4) 熊野神社丘陵北麓でも多くの鋳型がみつかっている。この一帯が「奴国」の青銅器生産地のひとつであったことは疑いないのである。

なおこの鋳型の実測図を示し、観察結果を略記する(第二図)。鋳型は鋩部側(鋳型A)とそれ以下(鋳型B)の二つからなる。

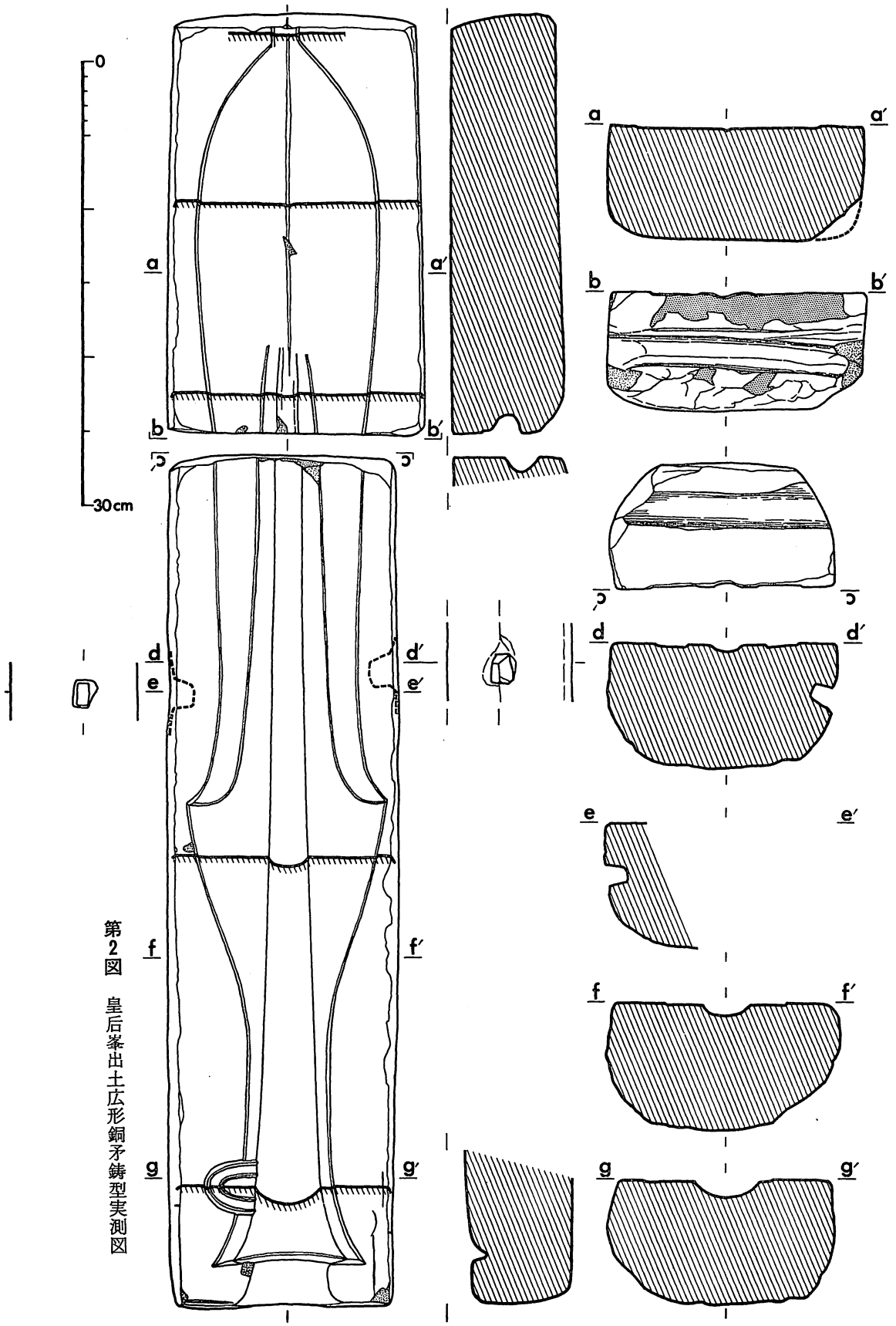

第2図　皇后峯出土広形銅矛鋳型実測図

鋳型Aは長さ二八・八㎝、幅一六・六〜一七・六㎝、厚さ七・五〜八・一㎝の扁平角柱状である。側面・底面も平坦にととのえ、底面の両側をやや丸くととのえている。鋌部側側面の中心線上には長さ二㎝の合印を刻む。その反対側＝袋側側面（b—b′）は鋳型面に対し90°をなし、ほぼ平坦だが、とくに図の網部分はなにかに擦れたようにツルツルしている。この面には鋳型面から三〜三・五㎝下に幅約二㎝、深さ約一・三㎝の断面半円形の溝があり、そのすぐ上五㎜ほどのところにやや太い線を刻んでいる。

広形銅矛の型には樋の先端が長さ六㎝ほどあり、ここから鋌部まで中心線上に鎬を鋳出すための幅二㎜前後の浅い溝がとおる。型の最大幅は一二・五㎝強、袋側端部での幅は一〇・三五㎝である。鋌部から鋳型の外へ幅一・八㎝の浅いくぼみ（ガス抜き）がとおる。

鋳型Bは全長五七・九㎝、幅一五〜一五・八㎝、厚さ八・四〜八㎝で、断面は蒲鉾状になる。合印は両側面の袋部分と（長さ〇・九と一・三㎝）、袋部側側面の中心線上に刻む（長さ〇・九㎝）。左右両側面には、関部から七〜九㎝のところに長方形の穴をうがつ（d—d′・e—e′断面）。右側面の穴は鋳型面より三㎝下にあり、一・五×二・一㎝、深さ一・七㎝で、奥は鋳型面側に上っている。左側面の穴は鋳型面の下三㎝にあり、一・三×一・九㎝、深さ一・五㎝で、ほぼ水平にあいている。鋳型面側からみると両方の穴とも奥が袋部側へ偏っている。鋌部側側面は、鋳型面に対し90°の平滑な面で、鋳型面から四・〇〜四・三㎝下に幅二・四㎝、深さ一㎝の断面半円形の溝が通る。鋳型面は鋳型Aと同じく平滑に仕上げられる。

矛の型は、中心線上での長さ五四・三㎝、鋌側端部での幅一〇・三㎝前後、関部の幅一三・七四㎝、袋端部幅一〇・三二㎝、耳部分の幅八・八一㎝をはかる。

袋端部から外側へ深さ一・六㎝、幅四〜四・五㎝の湯口を設ける。鋳型AとBをあわせても矛の型はスムースにはつながらない。とくに側縁の曲線はギクシャクする。鋳型それ自体も、左側面はつながるが右側面は鋳型Aの方が二㎝ほどとびだす。また接合面の溝も上下に一㎝ほどずれる。しかし、この溝や側面の穴を利用してなんらかの方法でA・Bをあわせて鋳造することは不可能ではなかろう。[9] こうしてできる広形銅矛は全長八一㎝前後になる。複数の鋳型をつないで鋳造した痕跡をもつ広形銅矛には、対馬峰町吉田鉾山神社所蔵品、[10] 北九州市小倉西区上長野出土の一口、[11] 高知県窪川町作屋西ノ川口出土の一口、[12] 大分県宇佐市小向野出土の一口[13]などの例がある。

二

太宰府聖廏神寶銅鉾圖（古器物図四—8）一枚（四一・一×二七・七㎝）（図版二—1）

「太宰府聖廏神寶銅鉾圖數十一形状皆如図天明年中於同村交野山中所得也但有長短大同小異」と記して銅戈一口の図をえがく。図の

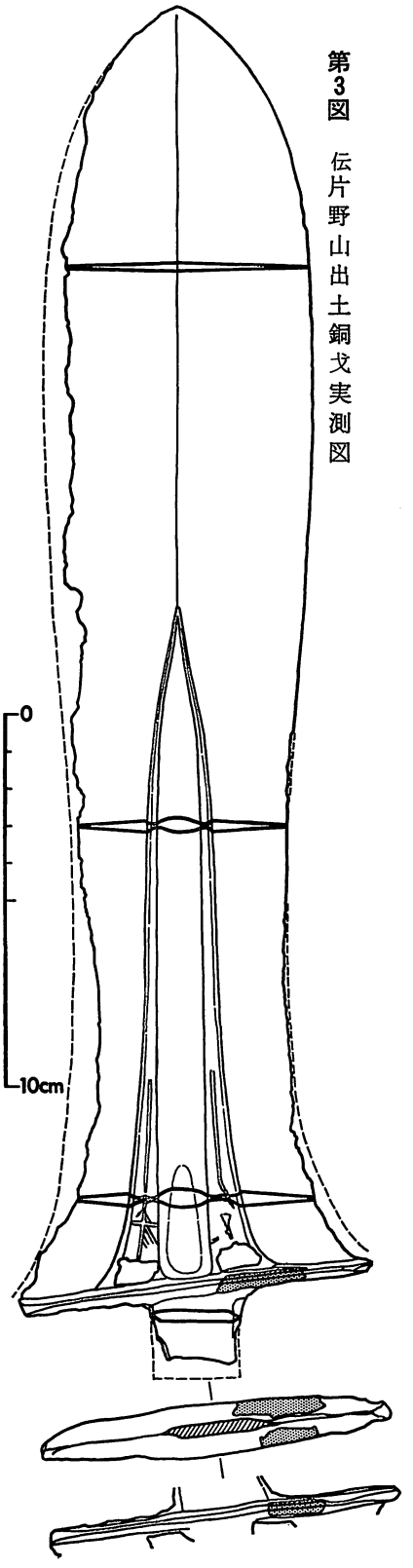

第3図　伝片野山出土銅戈実測図

上に「長ヵ壹尺壹寸七分巾弐寸五分」と記し、図中に胡の幅を「四寸」、内の長さを「七分」と記す。図は墨描による鋒部が強調された略図で内部を薄墨色にぬる。樋の中に綾杉文、内に四重の半円形同心円がみえる。

この矛については『拾遺』宰府村の条に、

○片野山、村の巽に在。天明四年二月六日牧童清太といへる者、此山の内六反田の西高尾山の南の尾筋の樵路にて銅矛十一口掘出せり。大なるハ長壹尺五寸、廣三寸、小なるハ長壹尺弐寸五分、廣弐寸五分有。いかなる器にして、または何なる故有てここに在しといふ事をしらす。今ハ聖廟に藏めて神寶とす。

とある（天明四年は西暦一七八四年、種信は一九才）。

その出土地点については、中山平次郎がこの記事中の「六反田の西高尾山の南の尾筋」を手がかりに実地踏査して、高雄山山頂三角点の南、約五〇〇メートルの尾根上（標高八〇～九〇m）と推定した。(14)

これらの十一口の銅戈の大きさは、『拾遺』によると、長さは一尺二寸五分（約三七・九㎝）から一尺五寸（約四五・五㎝）、幅は二寸五（約七・六㎝）分から三寸（約九・一㎝）であるが、右の図面にえがいた一口については長さ一尺一寸七分（約三五・五㎝）、幅二寸五分（約七・六㎝）とあって『拾遺』に記す小なるものより長さが八分短い。しかしいずれにしてもその大きさから、これら一一口の銅戈が中広形であることは誤りない。

種信の当時は一一口そろっていたこれらの戈はすでに失われ、現

在太宰府天満宮には片野山出土と伝えられる一口が残るだけである。[15] この戈（第三図）は内の両面とも無文で、胡の両面には鋳カケが一カ所ずつあり、（図の網部分）本体よりも淡緑色味をおびている。胡の幅は九・五㎝、推定復元幅一〇・五㎝前後で通常の中広矛の胡幅（一二～一三㎝）よりはるかに短い。長さは現在三六・五㎝、内を復元しても約三七㎝（一尺二寸二分）、鋒部最大幅は推定七・二㎝（約二寸四分）で、『拾遺』に記す小なるものよりなお小さい。ただし古器物図面に記した法量とくらべると胡の幅が小さいだけで他はほぼ同じである。[16]

なお、片野山出土銅戈については、出土した年に江上伯華[17]が那珂・席田・夜須・御笠四郡の郡奉行津田源次郎に出した「古銅矛記」（天明甲辰九月、西暦一七八四年）がある。太宰府大町栗原孫兵衛所蔵の文書で、江藤正澄が紹介し、[18] 高橋健自、[3] 中山平次郎[14]が引用している。銅戈の形状や出土地点について種信の記録とほぼ同じである。

三

「遠賀郡下上津役村農民次郎平文化元年十月十二日雨後於同村塚原山所得石鉾三箇」（古器物図面一―(8)）一枚（四一・二×二七・七㎝）（図版二―2）

右のように記し石戈三本の図をえがく（文化元年は一八〇四年、下上津役村は現在北九州市八幡西区）。右端の石矛図の右側に「色青」・「長六寸七分」・「穴心相去九分」、左側に「石質剛堅緻密刃恰如鐵」と記す。中央の図には「長ヵ六寸六分」・「穴間七分」と、左端図には「長ヵ六寸七分」・「穴間七分」と記す。各図の胡の部分には胡幅を右図から「貳寸貳分」・「「貳寸四分」・「貳寸」と記し、また各々に内端部幅をいずれも「壱寸」と記す。左端図のみは内端部の厚さを「厚ヵ貳分」と記している。図は略図で、記載された寸法と図の法量はことなるが、形態上の特徴はよく表現されている。なお三本とも現存しないらしい。

『拾遺』下上津役村の条には、これらの石矛について次のような記事がある。

○文化初年塚の原と云地にて雨後に石剣三本得たり。各長ヵ六寸七分、巾二寸斗。今小祠に収て農家に在。上古高貴人の葬具なるべし。其状ハ太宰府の神庫に藏る所の銅鉾に異なる事なし。石質堅牢にして青色也。

第4図　塚原の位置（○印）
（2万5千分の1）

出土地塚原（山）について『遠賀郡誌』[19] 上上津役村古跡の条には、「塚原　下上津役区の南五町にあり、」として右の『拾遺』の記事をひいている。ここは金山川左岸の北西にのびる丘陵（標高二〇～三〇m）である（第四図）。

この塚原ではかつて弥生土器片が採集されている。金山川流域では、これより上流域に弥生時代遺跡は知られていないが、下流の永犬丸には土器散布地や箱式石棺墓が点在する。[20]

これら三本の石戈は、おそらく雨で土が流れたあとから発見されたのだろうが、出土状態や伴出遺物・遺構が明らかでないのは当時のこととしてやむをえない。三点が一括して発見されたのか、地点をことにして発見されたのかは不明だが、複数出土したことから同一遺構からの一括出土品と考えられる。

下條信行の石戈論[21]によれば、石戈はA・Ba・Bb・Ca・Cbの五型式にわけられ、A型式からCb型式へ順次変遷し、その性格には①副葬品（A・Ba型式、弥生時代前期末～中期前葉）、②祭祀使用後の廃棄品（Bb～Cb型式、中期中葉～末）、③祭祀使用後の埋納品（Ba～Cb型式、中期前葉～末）が認められる。

塚原山出土の石戈はすべてBa型式であり、同一遺構からの一括出土とすれば、埋納品の可能性が高い。塚原の弥生土器散布地との関係については今後の調査にまちたい。

四

「志摩郡船越浦」昭明鏡図（古器物図面二―(6)）一枚（四〇・一×二七・七cm）（図版二―3）

右上に「志摩郡船越浦」と記し、中央に昭明鏡一面の図を墨描する。

図による鏡径は約七・九cm（二寸六分）。鏡全体を薄墨色にぬり、鈕は黒くぬりつぶす。鈕座はえがかれず、大小ことなる連弧文を一一表現し、その外側に櫛歯文帯と銘帯をえがくが、銘帯と縁の間は空白である。銘文は読みがたいが、ゴシック体の特徴はよく示されている。

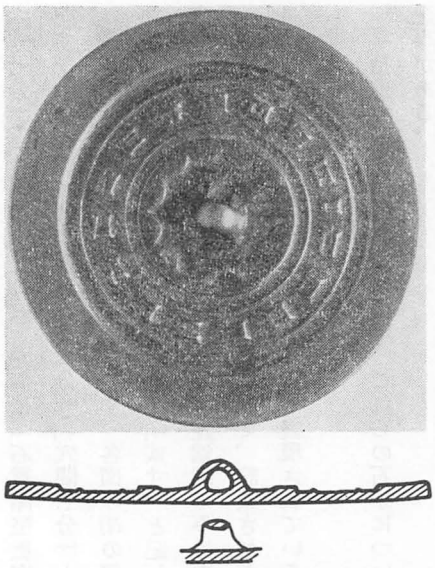

第5図　法正寺蔵昭明鏡（2/3）

『拾遺』志摩郡船越浦の条には鏡に関する記載がないが、その前の久家浦の条（久家浦は船越浦の東に隣接する）には、

○正法寺浦内に在。真宗西本願寺直末也。開基僧了清小金丸氏寛永十二年正月寺号木佛を許さる。初ハ今津に在。中頃舟越浦（殷やしき）に轉し又爰に迁せり。釈迦像（せんたん木）に在。古佛也。古鏡一面（径二寸八歩）。共に原田氏より傳へたりと云。寺内に毘沙門堂有。

とある。正法寺は誤りで、『附録』のように法正寺が正しい。この法正寺に右の図の鏡が現存している（第五図）。

この鏡はツルツルに磨きあげられ、鏡面は銀灰色をおびている。鈕は小さく、孔は大きい。鈕と連弧文の間には磨研痕が同心円状に残り、鈕座は鋳くずれたのを磨り消したというより、本来なかったように思われる。連弧文は一二で、各々は正確な円弧をなさずややとがり気味である。そのひとつは鋳くずれている。連弧文の上面は水平でなく、磨きのために内側へ軽く傾いている。その外側の斜行櫛歯文帯もよく磨かれてうすれている。銘帯の文字は鋳上りが不鮮明な上に磨研も加わり、縁が丸味をおびたり内部の字画が不明瞭になった部分もある。銘文は「内而□（青カ）而以而昭 而明 而光 而日 而月」で、ごくふつうの昭明鏡銘文である。銘帯の文字以外のところは鋳肌がアバタ状に残っている。銘帯の外側には斜行櫛歯文帯がめぐるはずだが、「以」字の横に斜行櫛歯文かと思われる線が二～三本かすかにみえるにすぎない。縁は幅〇・九㎝の平縁で厚さ約二㎜強と薄い。鏡径は七・九㎝、反り〇・一㎝、重さ一〇八ｇである。後世の踏返し鏡であろう。

五

「村山田村修験圓藏坊藏古鏡一面」（古器物図面四―(1)）図と拓本各一枚（図は四〇・一×二六・五㎝、拓本は二九・五×二七・五㎝）

同右拓本（古器物図面三―(4)）一枚（二七・九×二七・二㎝）（図版三―1～3）

これら三枚は同一の方格規矩鏡の図と拓本である。墨描図には右記のような表題と「大サ如図」と記す。拓本による直径は二二・一㎝前後、縁の厚さは約5㎜である。

『拾遺』村山田村の条には、

○修験圓藏坊に唐鏡一面有。背紋緻密にして十二支文字有。径[22]其元ハ遠賀郡尾崎村の農家に在しを近年此坊に納むといふ。

とある。尾崎村（現在遠賀町）の条には鏡の記事はない。村山田村はいま宗像市に属す。円蔵坊は天台宗寺門派長龍寺の通称で[23]、竈門山修験の末山のひとつであった[24]。種信が図をのこした鏡が現存するかどうかは、確認できなかった。

この鏡は唐草文縁の方格規矩四神鏡で、方格の中に十二支銘を配する。円鈕座で乳座は四葉座である。この鏡が多くの方格規矩四神鏡とことなる点は、十二支銘が逆時計まわりに配され、その文字の

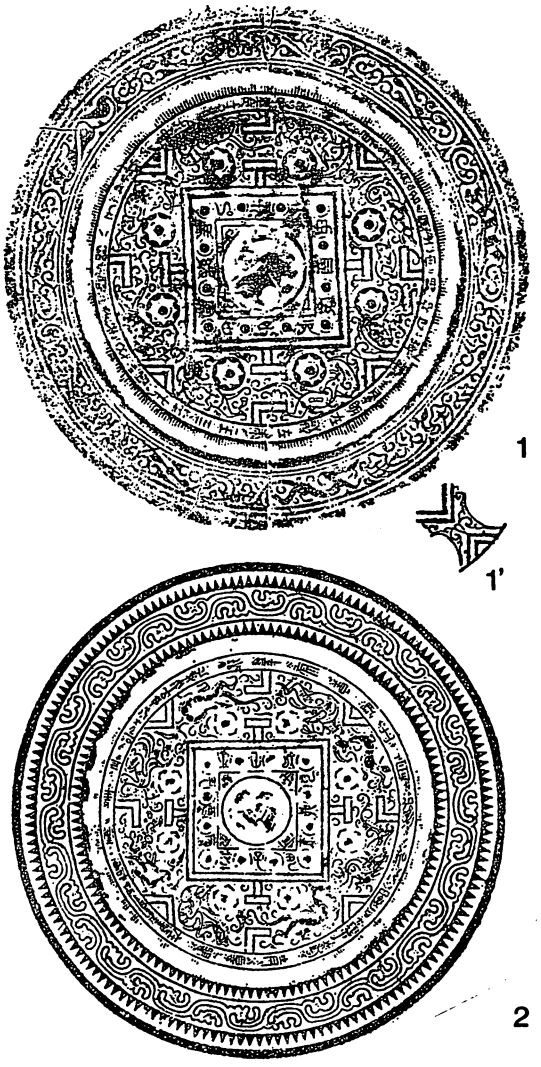

第6図 方格規矩鏡（約3分の1）
1：湖北蔡甸1号墓，2：湖南常東1号墓

北省漢陽県の蔡甸一号墓出土鏡である(26)(同図1)。丑・申・戌の三文字が逆字になっている。この鏡の縁は、村山田鏡と同じく唐草文帯の外側に二本の線がめぐっている。また図文をよくみると、方格帯とV字文の間に、涙滴状の小楕円をはさんで左右対称の曲線文がある(同図1')。これとまったく同じ文様が村山田鏡にもみえる。似た文様を方格帯とV字文の間におく鏡に湖南省長沙杜家坡墓一出土鏡がある(27)。また、村山田鏡の四神図は、別の獣形らしい玄武を除くと、杜家坡鏡や蔡甸一号墓鏡のそれに似た点がある。

これらの点から、村山田鏡はその来歴が不明であるが、後漢代の中国鏡としてよい。

六

(1)「**中村御陵宝満社藏　自同山中所掘出也**」（古器物図面四―(9)）
一枚（四一・一×二七・八㎝）

(2)「**席田郡仲村御陵社南山所得古鏡大如図**」（古器物図面四―(10)）

半分が左右逆字となり(丑・辰・巳・申・戌・亥)、唐草文帯の外に幅二～三㎜の線が二本めぐることである。また方格帯と十二支銘の間に細線で方格があらわされている点もそうである。しかし図像や唐草文は拓本が不鮮明とはいえ崩れておらず、十二支文字もしっかりしている。L字文も仿製鏡のように正L字形ではない。

中国出土の方格規矩四神鏡にもこのような異例のものがある。十二支銘が逆時計まわりになっている例は、湖南省常徳東漢墓群の常東一号墓出土鏡である(25)(第6図2)。十二支銘に逆字のある例は、湖

一枚（四一・一×二七・七㎝）（図版三―4、四―1）

同一の三角縁神獣鏡墨描図である。細密な図であるが、外区の鋸歯文帯を波状に描く点と(1)の「日月」の文字が丸くえがかれている点が現物とことなる。鏡径は(1)・(2)図とも二一・八㎝（約七寸二分）。

この鏡は三角縁天王日月銘四神四獣鏡で、福岡県京都郡刈田町石塚山古墳出土鏡と同型であり、破損して欠失部が生じてはいるが現存している（大野城市教育委員会保管、図版四―2）。

『拾遺』中村の条、宝満宮厳社の項には

○扨享和二年今社の南の山中より古鏡及太刀を掘出せり。鏡径七寸、裏に細紋 月日 天王 如此の文字有。今破て数片になれり。大刀は朽損して三段に折たり。これらを以て考ふれはいつれむかし由縁ある所なるへけれとも今ハ徴をとるへきものなし。御陵といふこと故あるなるべし。

とあり、一八〇二年に鉄刀とともに出土したことがわかる。またこの鏡が宝満神社に納められたことは、鏡図(1)の表題から明らかである。

しかし、この鏡は明治時代に少年三人が山で掘り出したともいわれ、少年の一人の伯母石村トミさん（一九七一年頃逝去）が長く所蔵し、その死後有吉良作氏の手にあり、今は大野城市教育委員会が保管している。[28] 鏡の発見についてなぜこのような所伝が生じたかは明らかでないが、『拾遺』の記事と種信の鏡図(2)の表題から、現存する鏡は一八〇二年に宝満神社の南の山で出土したとすべきである。鏡についてはいずれ大野城市教育委員会から報告されるから、ここでは出土した古墳の位置についてふれておこう（第7図）。

出土古墳は御陵古墳あるいは韓人池古墳とよばれ、森貞次郎は箱式石棺を内部主体とすると推定している。[29] 宝満神社とその西の観音堂のあたりは御陵という地名で、この一帯には今里不動古墳をはじめ多くの古墳があった。韓人池古墳・御陵古墳といっても、どの古墳がそれに該当するかは明らかでない。観音堂は小円墳の上にあり、今は観音堂へ上る石段でふさがれているが、主体部は横穴式石室らしい。[30] ここが御陵の中心地であるから、この古墳を御陵古墳というべきであろう。しかしこの古墳から右の鏡が出たとは思われない。

韓人池は宝満神社の北東三〇〇㎞の池で、また神社の北側に唐池（トウイケ）がある。この池から韓人池にかけていくつかの古墳があるが（中学校建設のため大野城市教育委員会が調査）、どれが韓人池古墳か明らかでなく、また三角縁神獣鏡を出したと思われるような古墳の有無もわからない。

第7図　御陵付近地図
（2万分の1）
1：宝満神社，2：観音堂，3：韓人池，4：唐池，5：宮の池，6：赤坂山，7：今里不動古墳

一方『拾遺』の記述と種信の

鏡図(2)の記載から、鏡は宝満神社の南の山中で掘り出されたことは明らかである。神社の南には宮の池を間において赤坂山という尾根が東から西へのびている(標高約四〇m)。この尾根も現在は南側が大きく削られて古墳の存否は明らかでないが、尾根上に右の鏡を出した古墳のあった可能性は高い。[31]

ちなみに、地元の岡部六之助氏宅には、明治八年一月に宝満神社の境界検査に来た戸田可哉が地元の瀬里弥平の話をきいて作製したこの付近の絵地図があり、[32]その赤坂山のところに「此山上ヨリ神鏡掘出ス」と記されている。これにより、宝満神社の南の山(赤坂山)から鏡の出たことが、発見から七〇年あまり後まで伝えられていたことがわかる。また先にふれた石村トミさんがのこしたこの一帯の絵地図[33]には赤坂山の北麓、宮の池と接する所に「古鏡天王日月有ル分此山ヨリ出ル」と記した小紙片がはってある。この図は昭和に入って作製されたものらしいが、石村さんも出土地点についての伝承を知っていたことがわかる(掘り出したのが少年三人で明治時代だと信じていたにしても)。なおこの絵図に「古鏡天王日月有ル分」とあって、これ以外にも御陵周辺で鏡が出土したようにもとれるが今は確認できない。

これらによっても、鏡の出た古墳は種信のいうように宝満「社の南の山中」=赤坂山にあったとみるべきであり、古墳名も韓人池古墳や御陵古陵とは別の名称(たとえば赤坂山古墳)とすべきであろう。

七

「志摩郡主船司村今調周船寺　古家所出古鏡二枚」(古器物図面三—(1))

二枚(いずれも四〇・〇×二七・七cm)(図版四—3・4)

一枚めに右のように記して六獣鏡の図をえがき、右上に「大如図」と記す。図による鏡径二一・二cm前後。二枚めには二神二獣鏡の図をえがき右上に「同上」と記す。図による鏡径一六・五cm前後。いずれも細密な図で、鏡の特徴をよくあらわしている。なお、周船寺村は怡土郡であるが、種信が「志摩郡」と記す理由は明らかでない。

これらは福岡市西区周船寺丸隈山古墳出土の仿製六獣鏡(径二二・一cm)と仿製二神二獣鏡(径一七・二cm)で、伴出した巴形銅器・勾玉・小玉・鉄刀・鉄剣・鉄鏃・頭骨片とともに地元の妙正寺に保存されている。

『拾遺』には簡略な記載しかなく、出土の経緯は貝原益軒の『本編』と妙正寺にのこる古記録に記されている。しかし両者の間には、発掘の年が寛永六年(一六二九年)四月一一日、寛永一六年(一六三九年)四月一二日というように若干のちがいがある。これらをふくめ、古墳・出土品については報告書にくわしい。[34]

ここに紹介した青柳種信資料の調査にあたっては多くの方々の御協力をえた。

熊野神社の銅矛鋳型については、熊野神社総代小屋町竹次郎氏に実測図公表の許可をいただき、さらに現地を案内して地名について御教示を得た。また吉村かねさんと河野キミさんにも話をうかがった。

太宰府天満宮文化研究所井上正彦先生には伝片野山出土銅戈実測の便をはかっていただいた。

下上津役村塚原の石戈出土地の調査では、地元の大久保数光・芳賀幸雄両氏に現地を案内していただき、能美安男先生から塚原の位置や文献の御教示を得た。

船越浦の鏡は法正寺住職大蔵誠嗣氏に実見・実測の便宜をはかっていただいた。

村山田村の鏡の調査では立花氏に円蔵坊について御教示いただいた。

中村御陵の鏡については、大野城市教育委員会の後藤秀規・舟山良一両氏に御教示いただき、地元の岡部六之助氏には古図をみせていただくとともに現地を御案内いただいた。

森貞次郎先生からは、中村御陵の鏡と石村トミさん作製絵図のネガを拝借し、これまでの調査結果をお教えいただいた。また須玖岡本遺跡について御教示を得た。

本館嘱託高田茂廣先生には文書解読で御協力をえた。

本稿はこのように多くの方々の御協力の賜物だが、とくに、突然の来訪者に心よくお教え下さった地元の方々の御親切は忘れることができない。

註

(1) 考古関係資料のリストは、本館の第四回特設展示「国学者青柳種信――筑前考古学のくさわけ――」(一九七九年三月)の展示品図録に掲載している。

(2) 後藤　直　一九八一　青柳種信の考古資料(一)――三雲南小路と井原鑓溝に関する資料――　福岡市立歴史資料館研究報告第五集　29―58ページ　福岡。

(3) 高橋健自　一九二五　銅鉾銅剣の研究　聚精堂　東京(引用は高橋健自集　日本考古学選集9　築地書館　一九七一　東京による)。

(4) 中山平次郎　一九二九　須玖岡本の鏡片研究(三)　考古学雑誌19―2　108―128ページ　東京。

(5) これらの地名は左記書に「盤石池」・「上散田池」として地図とともにあげられている。　春日市郷土史研究会　一九二八　むかしの生活誌――須玖区・岡本区――　春日市の民俗2　春日、3―4ページ。

(6) 一九三四年の銅戈鋳型出土は森貞次郎先生の御教示による。森先生が出土を知った時にはすでに行方不明になっており、発見者らの話から銅戈鋳型と判断されたという。地元の小屋町竹次郎氏(熊野神社総代)の話では、一九五二～三年頃の区画整理事業の際、バンジャク池のすぐ南側で鋳型が出たらしい。工事監督者の話から熊野神社の銅矛鋳型の類と思われた由。これも出土直後から行方不明である。

(7) 丸山康晴(編)　一九八〇　須玖・岡本遺跡　春日市文化財調査報告第七集　春日。

(8) 丸山康晴(編) 一九八〇 赤井手遺跡 春日市文化財調査報告第六集 春日。
(9) 中口 裕 一九六六 石型による銅矛の鋳造技術 九州考古学28 5—9ページ 福岡。
(10) 水野清一(編) 一九五三 対馬 東方考古学叢刊乙種第六冊 東亜考古学会 京都、図版54—1。
(11) 小田富士雄 一九七六 青銅利器と鏡鑑 北九州市の埋蔵文化財 北九州、図36。
(12) 岡本健児 一九六六 高知県の考古学 吉川弘文館 東京。中広矛一口とともに出土した広矛四口のうち一口の関部分に鋳型の継目がみえる(九州歴史資料館の特別展「青銅の武器」展で確認した)。
(13) 宮内克巳氏(宇佐歴史民俗資料館)の御教示による。片面に二カ所、反対面に一カ所継目がある。
(14) 中山平次郎 一九三〇 太宰府附近に於ける彌生式系統遺蹟調査(一) 考古学雑誌20—6 353—366ページ 東京。
(15) 太宰府天満宮 一九七六 図録太宰府天満宮 太宰府、に小田富士雄氏が紹介している。
(16) 註(3)高橋前掲書の図版十一—1には、片野山出土として銅戈一口の写真がある。これは明治十二〜三年頃、太宰府大鳥居氏旧蔵銅戈五口を売りに来た者から根岸武香氏が購入した一口で、片野山出土かもしれぬという(註(3)書134ページ)。また同書には、後藤碩田編『尚古延寿』に太宰府社地出土という銅戈拓本(長さ一尺二寸四分)があることを記しているが、中山平次郎は註(14)論文で、これも片野山出土品かもしれぬとのべている。いずれも今は確めるすべはない。
(17) 江上伯華、本名源。天草の人で亀井南冥に学び天明四年藩儒となる。文政三年六三才で没(福岡県史料叢書 第拾輯 一九四九による)。
(18) 淡厓迂夫(神田孝平) 一八八八 銅鉾型ニ關セル江藤氏ノ報告 東京人類学会雑誌 第24号 129—133ページ 東京。
(19) 遠賀郡教育会(編) 一九一七 遠賀郡誌 722ページ。
(20) 竹中岩夫 一九七四 永犬丸・下上津役の歴史 北九州郷土史研究会 北九州。
(21) 下條信行 一九八二 武器形石製品の性格——石戈再論—— 平安博物館研究紀要第七輯 1—33ページ。京都。
(22) 現行写本では「径」のあと数文字脱落がある。
(23) 伊東尾四郎 一九四四 宗像郡誌(上) 若松。
(24) 中野幡能 一九八〇 宝満山修験の末寺・末社組織 筑前国宝満山信仰史の研究 412—436ページ 太宰府。
(25) 湖南省博物館 一九八一 湖南常徳東漢墓 考古学集刊1 158—176ページ 北京。
(26) 湖北省博物館 一九六六 湖北漢陽蔡甸一号墓清理 考古一九六六—4 193—196ページ 北京。
(29) 湖南省博物館 一九六〇 湖南出土銅鏡図録 文物出版社 北京。
(28) 福地通義 一九八一 大野城市の民俗⑤ 大野城市の文化財第13集 大野城、36ページ。
(29) 小林行雄 一九六一 古墳時代の研究 青木書店 東京。同書290ページに「(五)福岡県御陵古墳 福岡県(筑前国)筑紫郡大野町御陵の唐人池畔にあって、森貞次郎によれば、箱式石棺を内部主体とするものと推定されるという。」とある。
(30) 御陵在住の岡部六之助氏の御教示による。
(31) 山崎純男氏(福岡市文化課)はかつてここを踏査した際、前方後円墳と思われる痕跡を認めたという。同様のことは舟山良一氏(大野城市教育委員会)からも御教示頂いた。
(32) この絵図の存在は大野城市教育委員会の後藤秀規氏に御教示頂いた。

この図の作製は明治八年一月直後であろう。

(33) この図面は森貞次郎先生が撮影されている。

(34) 下條信行(編) 一九七〇 丸隈山古墳 福岡市埋蔵文化財調査報告第10集 福岡。

1

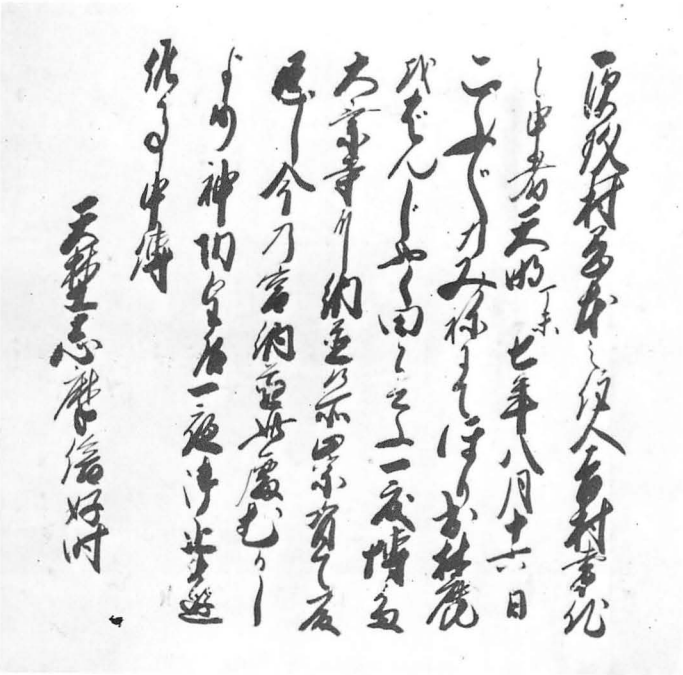

3

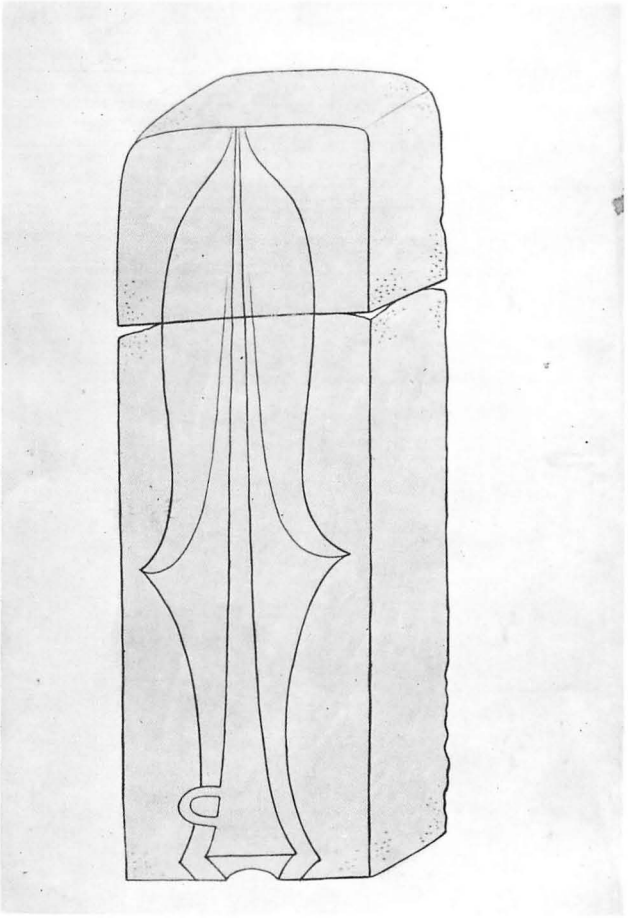

2

皇后峯出土広形銅矛鋳型　拓本、図、文書

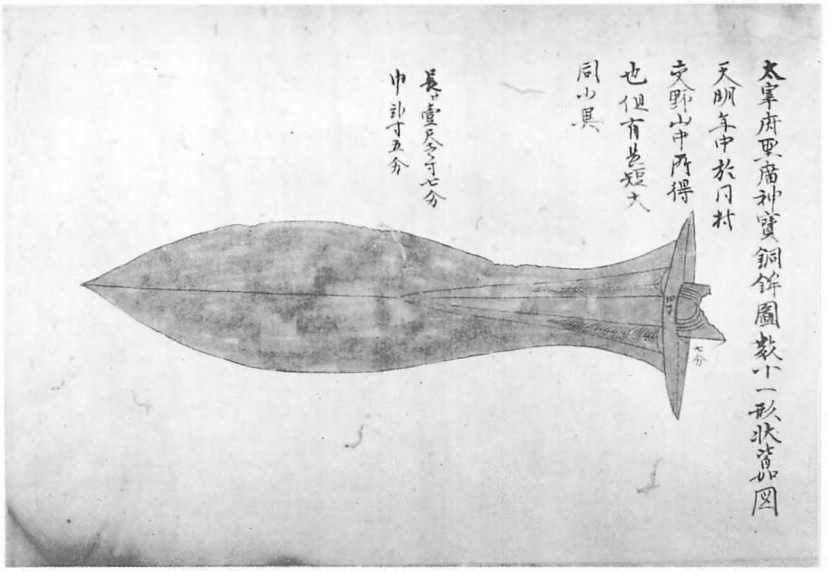

1 交野山銅戈図

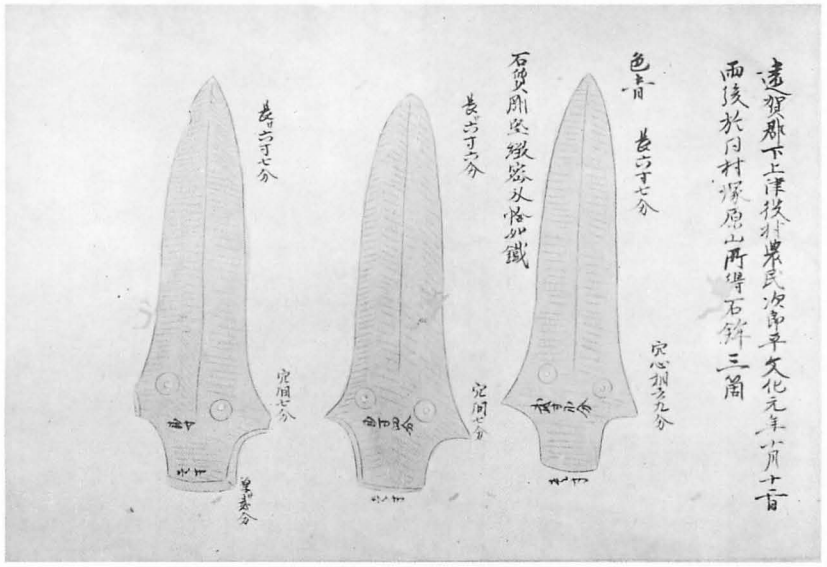

2 下上津役村石戈図

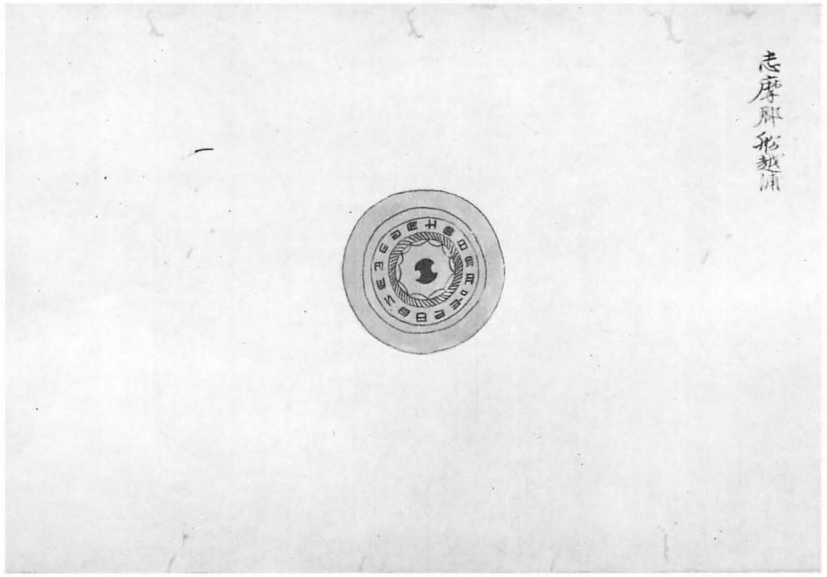

3 船越浦鏡図

1

1～3 村山田村修験円蔵坊鏡図と拓本

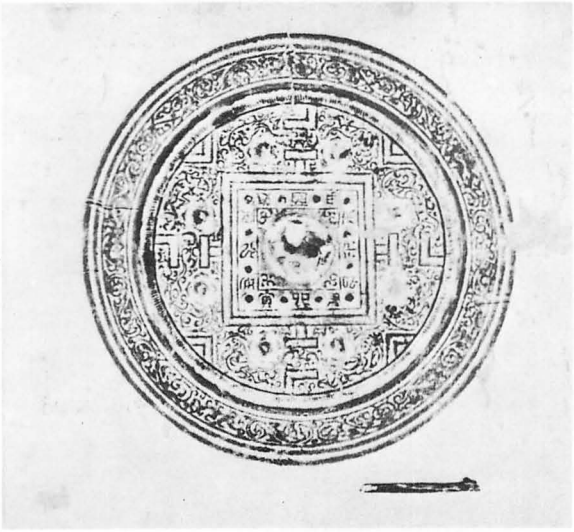

2

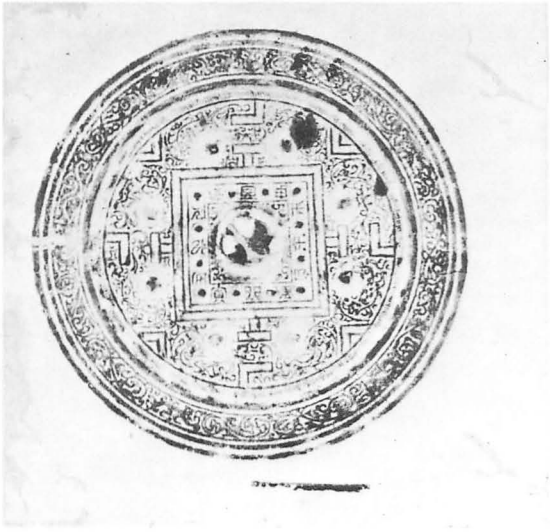

3

4 中村御陵鏡図

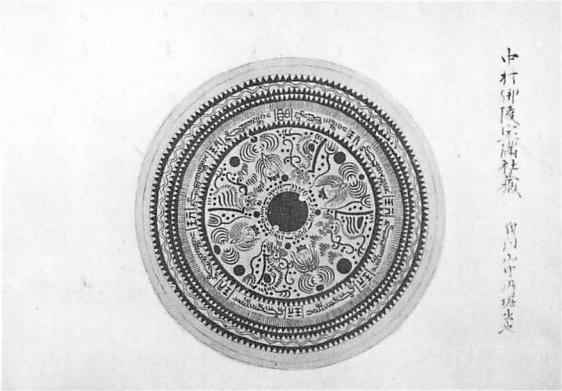

1 中村御陵鏡図

2 中村御陵三角縁神獣鏡

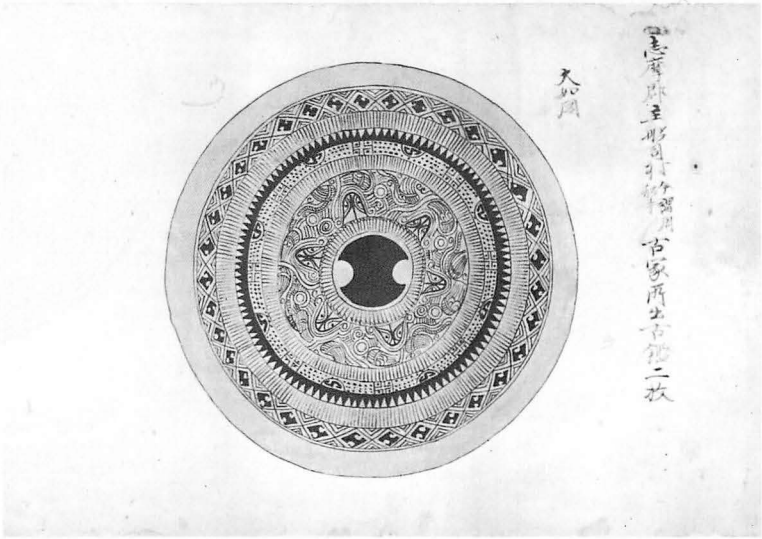

3

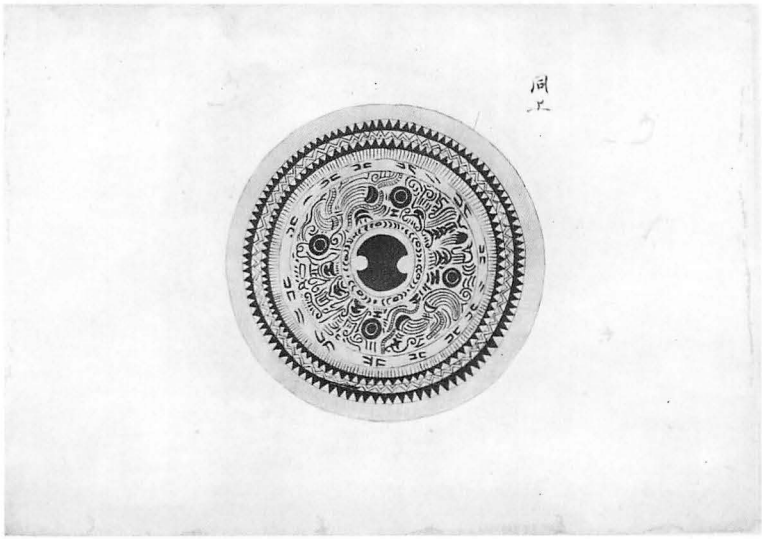

4

3・4 主船司古冢鏡図

執　筆　者

高田茂廣　福岡市立歴史資料館嘱託

佐々木哲哉　福岡市立歴史資料館嘱託

後藤　直　福岡市立歴史資料館文化財主事

福岡市立歴史資料館研究報告　第7集

1983年3月31日

編集・発行　福岡市立歴史資料館
福岡市中央区天神1丁目15番30号

印　刷　祥文社印刷株式会社
福岡市博多区博多駅南4丁目15番17号